

令和3年 第1回

戸田市教育委員会定例会

令和3年1月21日（木）午前10時

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第1回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

(1) 専決処理事項の報告

報告第1号 生涯学習課所管施設の臨時休館について…………… 1

(2) 議案

議案第1号 未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例（案）について…………… 6

議案第2号 未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する
規則（案）について…………… 10

議案第3号 令和3年度特別支援学級設置計画について…………… 18

議案第4号 令和2年度一般会計（教育委員会関係）3月補正予算（案）について…………… 20

議案第5号 令和2年度海外留学奨学事業特別会計3月補正予算（案）について…………… 26

議案第6号 令和3年度一般会計（教育委員会関係）予算（案）について…………… 27

議案第7号 令和3年度海外留学奨学事業特別会計予算（案）について…………… 35

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和3年2月18日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉会

生涯学習課所管施設の臨時休館について

芦原小学校生涯学習施設の臨時休館について

1 臨時休館期間

令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

（令和3年1月8日（金）から1月11日（月）までは、貸室の利用時間を午前9時から午後7時30分までとし、午後8時に閉館とする）

2 理由等

芦原小学校内にある当該施設については、戸田市第32回新型コロナウイルス対策本部会議において、令和3年1月8日（金）から1月31日（日）までの間、開館時間の変更を決定したところである。また、緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日（木）に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、1月12日（火）から2月7日（日）まで、市の公共施設を臨時休館することが新たに決定されたため。

（参考）戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

（利用時間）

第3条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

（休館日）

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立少年自然の家の臨時休所について

1 臨時休所期間 令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日（木）に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、臨時休所とした。

3 参考

(1) 戸田市立少年自然の家条例 ～抜粋～

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた日

(2) 平成28年4月1日付け締結戸田市立少年自然の家指定管理者基本協定書
戸田市立少年自然の家指定管理者制度業務仕様書 ～抜粋～

4 休所日

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

公民館の臨時休館について

1 臨時休館期間

令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日（木）に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、1月12日（火）から2月7日（日）まで、市の公共施設を臨時休館することが決定されたため。

3 対象施設名 下戸田公民館・美笹公民館・新曽公民館

(参考) 戸田市公民館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日である場合を除く。)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立郷土博物館の臨時休館について

1 臨時休館期間

令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日（木）に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、1月12日（火）から2月7日（日）まで、市の公共施設を臨時休館することが決定されたため。

3 対象施設名 戸田市立郷土博物館

ただし、埋蔵文化財包蔵地の照会窓口は、通常通り実施します。

(参考) 戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。
- (4) 特別整理期間(毎年1回15日以内)
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館について

1 臨時休館期間

令和3年1月12日（火）から2月7日（日）まで

2 理由等

緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日（木）に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、1月12日（火）から2月7日（日）まで、市の公共施設を臨時休館することが決定されたため。

（参考）戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

議案第 1 号

未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例（案）

未来へはばたく人財育成資金条例（平成 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号を次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。

イ 申請時において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であること。

ウ 申請時において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条又は学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条に規定する援助を保護者が受けている者であること。

第 15 条第 4 号を次のように改める。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。

イ 申請時において、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であること。

ウ 申請時において、学校教育法第 19 条又は学校保健安全法第 24 条に規定する援助を保護者が受けている者であること。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

未来へはばたく人財育成資金条例新旧対照表

令和3年2月22日
教育委員会事務局教育総務課

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条 (略) (資格要件)</p> <p>第3条 国公立高等学校奨学給付金(以下「高校奨学給付金」という。)を申請しようとする者(以下「高校奨学給付金申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 高校奨学給付金を申請する年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (資格要件)</p> <p>第3条 国公立高等学校奨学給付金(以下「高校奨学給付金」という。)を申請しようとする者(以下「高校奨学給付金申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。</u></p> <p><u>イ 申請時において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であること。</u></p> <p><u>ウ 申請時において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する援助を保護者が受けている者であること。</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第4条～第14条 (略)</p> <p>(資格要件)</p> <p>第15条 海外体験給付金を申請しようとする者(以下「海外体験給付金申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 海外体験給付金を受けようとする年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第4条～第14条 (略)</p> <p>(資格要件)</p> <p>第15条 海外体験給付金を申請しようとする者(以下「海外体験給付金申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア <u>申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。</u></p> <p>イ <u>申請時において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であること。</u></p> <p>ウ <u>申請時において、学校教育法第19条又は学校保健安全法第24条に規定する援助を保護者が受けている者であること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p>

改正前	改正後(案)
	<u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>

議案第 2 号

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）
未来へはばたく人財育成資金条例施行規則（平成 29 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「並びに連帯保証人の市税完納証明書」を「の課税証明書又は非課税証明書（条例第 3 条第 5 号アに該当する場合に限る。）及び市税に未納がないことを証明する書類」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

- (4) 生活保護被保護証明書（条例第 3 条第 5 号イに該当する場合に限る。）
- (5) 戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱（平成 16 年 3 月 23 日決裁）に規定する就学援助費受給児童生徒認定通知書（条例第 3 条第 5 号ウに該当する場合に限る。）

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (6) 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書

第 2 条第 2 項中「、第 4 号及び第 5 号の証明書」を「及び第 4 号から第 6 号までの書類」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「並びに連帯保証人の市税完納証明書」を「課税証明書又は非課税証明書（条例第 15 条第 4 号アに該当する場合に限る。）及び市税に未納がないことを証明する書類」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 生活保護被保護証明書（条例第 15 条第 4 号イに該当する場合に限る。）
- (3) 戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱（平成 16 年 3 月 23 日決裁）に規定する就学援助費受給児童生徒認定通知書（条例第 15 条第 4 号ウに該当する場合に限る。）

第 10 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書

第 10 条第 2 項中「証明書」を「書類」に改める。

第 1 号様式及び第 10 号様式を別記のように改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 高校奨学給付金申請者は、条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した高校奨学給付金申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。</p> <p>(1) 高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の市税完納証明書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書</u></p> <p>(5) <u>生活保護受給証明書(生活保護法(昭和22年法律第144号)による被保護世帯に属する者に限る。)</u></p> <p>2 前項第1号、<u>第4号及び第5号の証明書</u>は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 高校奨学給付金申請者は、条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した高校奨学給付金申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。</p> <p>(1) 高校奨学給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者の<u>課税証明書又は非課税証明書(条例第3条第5号アに該当する場合に限る。)</u>及び市税に未納がないことを証明する書類</p> <p>(2)・(3)</p> <p>(4) <u>生活保護被保護証明書(条例第3条第5号イに該当する場合に限る。)</u></p> <p>(5) <u>戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱(平成16年3月23日決裁)に規定する就学援助費受給児童生徒認定通知書(条例第3条第5号ウに該当する場合に限る。)</u></p> <p>(6) <u>連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書</u></p> <p>2 前項第1号及び第4号から第6号までの書類は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>(申請)</p> <p>第10条 海外体験給付金申請者は、条例第19条において準用する条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した海外体験給付金申請書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の市税完納証明書</u></p> <p>(2) <u>海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者並びに連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書</u></p> <p>(3) <u>生活保護受給証明書(生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)</u></p> <p>2 前項各号の<u>証明書</u>は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(申請)</p> <p>第10条 海外体験給付金申請者は、条例第19条において準用する条例第5条の規定による申請をするときは、親権者及び連帯保証人が連署した海外体験給付金申請書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。</p> <p>(1) 海外体験給付金申請者及びその者と同一の世帯に属する者の<u>課税証明書又は非課税証明書(条例第15条第4号アに該当する場合に限る。)</u>及び市税に未納がないことを証明する書類</p> <p>(2) <u>生活保護被保護証明書(条例第15条第4号イに該当する場合に限る。)</u></p> <p>(3) <u>戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱(平成16年3月23日決裁)に規定する就学援助費受給児童生徒認定通知書(条例第15条第4号ウに該当する場合に限る。)</u></p> <p>(4) <u>連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書</u></p> <p>2 前項各号の書類は、本人の同意により教育委員会が確認することで省略することができる。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

改正前	改正後(案)
様式 (略)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> 様式 (略)

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																												
(表)	(表)																																																												
第1号様式(第2条関係)	第1号様式(第2条関係)																																																												
高校奨学給付金申請書	高校奨学給付金申請書																																																												
年 月 日	年 月 日																																																												
(宛先) 戸田市教育委員会	(宛先) 戸田市教育委員会																																																												
下記により、高校奨学給付金を受けたいので申請します。	下記により、高校奨学給付金を受けたいので申請します。																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td>性別 男・女</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話</td> <td>(自宅)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(携帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学歴</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進学校</td> <td>入学年月(予定)</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校名</td> <td>立</td> <td>高等学校 (年制)</td> </tr> <tr> <td>同意</td> <td colspan="3">教育委員会が市税の課税状況等を確認することに</td> <td>同意します。 同意しません。</td> </tr> </table>	申請者	フリガナ 氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日(歳)	住所	電話	(自宅)				(携帯)		学歴	小学校	中学校		進学校	入学年月(予定)	年 月			学校名	立	高等学校 (年制)	同意	教育委員会が市税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td>性別 男・女</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話</td> <td>(自宅)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(携帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学歴</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進学校</td> <td>入学年月(予定)</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校名</td> <td>立</td> <td>高等学校 (年制)</td> </tr> <tr> <td>同意</td> <td colspan="3">教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに</td> <td>同意します。 同意しません。</td> </tr> </table>	申請者	フリガナ 氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日(歳)	住所	電話	(自宅)				(携帯)		学歴	小学校	中学校		進学校	入学年月(予定)	年 月			学校名	立	高等学校 (年制)	同意	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに			同意します。 同意しません。
申請者		フリガナ 氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日(歳)																																																								
		住所	電話	(自宅)																																																									
				(携帯)																																																									
		学歴	小学校	中学校																																																									
		進学校	入学年月(予定)	年 月																																																									
		学校名	立	高等学校 (年制)																																																									
同意	教育委員会が市税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。																																																									
申請者	フリガナ 氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日(歳)																																																									
	住所	電話	(自宅)																																																										
			(携帯)																																																										
	学歴	小学校	中学校																																																										
	進学校	入学年月(予定)	年 月																																																										
		学校名	立	高等学校 (年制)																																																									
同意	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに			同意します。 同意しません。																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">親権者</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td>続柄</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話</td> <td>(自 宅)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(勤務先)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td></td> <td>(携 帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の 勤務先</td> <td>名 称</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意</td> <td colspan="3">教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに</td> <td>同意します。 同意しません。</td> </tr> </table>	親権者	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年 月 日(歳)	住所	電話	(自 宅)				(勤務先)		職業		(携 帯)		現在の 勤務先	名 称	所在地		同意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">親権者</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td>続柄</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話</td> <td>(自 宅)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(勤務先)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td></td> <td>(携 帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の 勤務先</td> <td>名 称</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意</td> <td colspan="3">教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに</td> <td>同意します。 同意しません。</td> </tr> </table>	親権者	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年 月 日(歳)	住所	電話	(自 宅)				(勤務先)		職業		(携 帯)		現在の 勤務先	名 称	所在地		同意	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに			同意します。 同意しません。								
親権者		フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年 月 日(歳)																																																								
		住所	電話	(自 宅)																																																									
				(勤務先)																																																									
		職業		(携 帯)																																																									
		現在の 勤務先	名 称	所在地																																																									
	同意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。																																																								
親権者	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年 月 日(歳)																																																									
	住所	電話	(自 宅)																																																										
			(勤務先)																																																										
	職業		(携 帯)																																																										
	現在の 勤務先	名 称	所在地																																																										
	同意	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び 就学援助の状況を確認することに			同意します。 同意しません。																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他の家族の状況</td> <td>氏 名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>同意</td> <td>現在の勤務先又は学校名・学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> </table>	その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年				教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他の家族の状況</td> <td>氏 名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>同意</td> <td>現在の勤務先又は学校名・学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> </table>	その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。									
その他の家族の状況		氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年																																																							
					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。																																																								
					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。																																																								
					教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。																																																								
				教育委員会が市税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。																																																									
その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年																																																								
				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																									
				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																									
				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																									
				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																									
裏面に続く	裏面に続く																																																												

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																																																																								
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">連帯保証人(自筆)</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td colspan="2">.....印</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2"></td> <td>電話</td> <td>(自 宅)</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>(勤 務 先)</td> </tr> <tr> <td>現在の勤務先</td> <td>名 称</td> <td></td> <td></td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 意</td> <td colspan="3">教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに</td> <td colspan="2">同意します。 同意しません。</td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書</td> <td>世 帯コード</td> </tr> <tr> <td>2 成績証明書</td> <td>申請者コード</td> </tr> <tr> <td>3 学校長の推薦書</td> <td>親権者コード</td> </tr> <tr> <td>4 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書</td> <td>保証人コード</td> </tr> <tr> <td>5 生活保護受給証明書 (生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、1及び4の添付書類は不要</p> <p>第 2 号様式～第 9 号様式 (略)</p>	連帯保証人(自筆)	フリガナ 氏名印		生年月日	年 月 日(歳)	住 所			電話	(自 宅)	職 業				(勤 務 先)	現在の勤務先	名 称			申請者との関係		所在地				同 意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。		1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書	世 帯コード	2 成績証明書	申請者コード	3 学校長の推薦書	親権者コード	4 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書	保証人コード	5 生活保護受給証明書 (生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)		<p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">その他の家族の状況</td> <td>氏 名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>同意</td> <td>現在の勤務先又は学校名・学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに同意します。 同意しません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">連帯保証人(自筆)</td> <td>フリガナ 氏名</td> <td colspan="2">.....印</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2"></td> <td>電話</td> <td>(自 宅)</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>(勤 務 先)</td> </tr> <tr> <td>現在の勤務先</td> <td>名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 意</td> <td colspan="3">教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに</td> <td colspan="2">同意します。 同意しません。</td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類</td> <td>世 帯コード</td> </tr> <tr> <td>2 成績証明書</td> <td>申請者コード</td> </tr> <tr> <td>3 学校長の推薦書</td> <td>親権者コード</td> </tr> <tr> <td>4 申請者に係る次のいずれかの書類</td> <td>保証人コード</td> </tr> <tr> <td>ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書 (いずれも市税の所得割が課されていないもの)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 生活保護被保護証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに同意する場合で、本市において確認ができるときは、1、4又は5の添付書類は不要</p> <p>第 2 号様式～第 9 号様式 (略)</p>	その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに同意します。 同意しません。		連帯保証人(自筆)	フリガナ 氏名印		生年月日	年 月 日(歳)	住 所			電話	(自 宅)	職 業					(勤 務 先)	現在の勤務先	名 称				申請者との関係		所在地					同 意	教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに			同意します。 同意しません。		1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類	世 帯コード	2 成績証明書	申請者コード	3 学校長の推薦書	親権者コード	4 申請者に係る次のいずれかの書類	保証人コード	ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書 (いずれも市税の所得割が課されていないもの)		イ 生活保護被保護証明書		ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書		5 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書	
連帯保証人(自筆)		フリガナ 氏名印		生年月日	年 月 日(歳)																																																																																																			
		住 所			電話	(自 宅)																																																																																																			
		職 業				(勤 務 先)																																																																																																			
		現在の勤務先	名 称			申請者との関係																																																																																																			
			所在地																																																																																																						
	同 意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに			同意します。 同意しません。																																																																																																				
1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書	世 帯コード																																																																																																								
2 成績証明書	申請者コード																																																																																																								
3 学校長の推薦書	親権者コード																																																																																																								
4 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書	保証人コード																																																																																																								
5 生活保護受給証明書 (生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)																																																																																																									
その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年																																																																																																				
				教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに同意します。 同意しません。																																																																																																					
連帯保証人(自筆)	フリガナ 氏名印		生年月日	年 月 日(歳)																																																																																																				
	住 所			電話	(自 宅)																																																																																																				
職 業					(勤 務 先)																																																																																																				
現在の勤務先	名 称				申請者との関係																																																																																																				
	所在地																																																																																																								
同 意	教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに			同意します。 同意しません。																																																																																																					
1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類	世 帯コード																																																																																																								
2 成績証明書	申請者コード																																																																																																								
3 学校長の推薦書	親権者コード																																																																																																								
4 申請者に係る次のいずれかの書類	保証人コード																																																																																																								
ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書 (いずれも市税の所得割が課されていないもの)																																																																																																									
イ 生活保護被保護証明書																																																																																																									
ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書																																																																																																									
5 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書																																																																																																									

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
(表)	(表)
第10号様式(第10条関係)	第10号様式(第10条関係)
海外体験給付金申請書	海外体験給付金申請書
年 月 日	年 月 日
(宛先) 戸田市教育委員会	(宛先) 戸田市教育委員会
下記により、海外体験給付金を受けたいので申請します。	下記により、海外体験給付金を受けたいので申請します。
申請者	申請者
フリガナ	フリガナ
性別	性別
生年月日	生年月日
年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
氏名	氏名
印	印
住所	住所
電話	電話
(自宅)	(自宅)
(携帯)	(携帯)
学歴	学歴
小学校	小学校
中学校	中学校
高等学校	高等学校
同意	同意
教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び
同意します。	就学援助の状況を確認することに
同意しません。	同意します。
	同意しません。
親権者	親権者
フリガナ	フリガナ
続柄	続柄
生年月日	生年月日
年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
氏名	氏名
印	印
住所	住所
電話	電話
(自宅)	(自宅)
(勤務先)	(勤務先)
(携帯)	(携帯)
職業	職業
現在の勤務先	現在の勤務先
名称	名称
所在地	所在地
同意	同意
教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに	教育委員会が市民税の課税状況等及び生活保護、
同意します。	就学援助の状況を確認することに
同意しません。	同意します。
	同意しません。
その他の家族の状況	その他の家族の状況
氏名	氏名
続柄	続柄
年齢	年齢
同意	同意
現在の勤務先又は学校名・学年	現在の勤務先又は学校名・学年
	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに
	同意します。
	同意しません。
	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに
	同意します。
	同意しません。
	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに
	同意します。
	同意しません。

裏面に続く

裏面に続く

未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																																																																															
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">連帯保証人(自筆)</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="2"></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電話</td> <td>(自 宅)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>(勤 務 先)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(携 帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の勤務先</td> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 意</td> <td colspan="4">教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。</td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書</td> <td style="width: 30%;">世 帯コード</td> </tr> <tr> <td>2 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書</td> <td>申請者コード</td> </tr> <tr> <td>3 生活保護受給証明書(生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)</td> <td>親権者コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証人コード</td> </tr> </table> <p>※ 教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに同意する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、1及び2の添付書類は不要</p> <p style="margin-top: 20px;">第 1 1 号様式～第 1 7 号様式 (略)</p>	連帯保証人(自筆)	フリガナ			生年月日	年 月 日(歳)	氏 名	印				住 所	電話	(自 宅)			職 業	(勤 務 先)			(携 帯)		現在の勤務先	名 称			申請者との関係		所在地				同 意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。				1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書	世 帯コード	2 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書	申請者コード	3 生活保護受給証明書(生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)	親権者コード		保証人コード	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">その他の家族の状況</td> <td>氏 名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>同意</td> <td>現在の勤務先又は学校名・学年</td> </tr> <tr> <td colspan="5">教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">連帯保証人(自筆)</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="2"></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日(歳)</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電話</td> <td>(自 宅)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>(勤 務 先)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(携 帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の勤務先</td> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 意</td> <td colspan="4">教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに 同意します。 同意しません。</td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類</td> <td style="width: 30%;">世 帯コード</td> </tr> <tr> <td>2 申請者に係る次のいずれかの書類</td> <td>申請者コード</td> </tr> <tr> <td>ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書(いずれも市民税の所得割が課されていないもの)</td> <td>親権者コード</td> </tr> <tr> <td>イ 生活保護被保護証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書</td> <td>保証人コード</td> </tr> </table> <p>※ 教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに同意する場合で、本市において確認できるときは、添付書類は不要</p> <p style="margin-top: 20px;">第 1 1 号様式～第 1 7 号様式 (略)</p>	その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。					教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。						連帯保証人(自筆)	フリガナ			生年月日	年 月 日(歳)	氏 名	印				住 所	電話	(自 宅)			職 業	(勤 務 先)			(携 帯)		現在の勤務先	名 称			申請者との関係		所在地				同 意	教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに 同意します。 同意しません。				1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類	世 帯コード	2 申請者に係る次のいずれかの書類	申請者コード	ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書(いずれも市民税の所得割が課されていないもの)	親権者コード	イ 生活保護被保護証明書		ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書		3 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書	保証人コード
連帯保証人(自筆)		フリガナ			生年月日	年 月 日(歳)																																																																																																										
		氏 名	印																																																																																																													
		住 所	電話	(自 宅)																																																																																																												
		職 業		(勤 務 先)																																																																																																												
				(携 帯)																																																																																																												
		現在の勤務先	名 称			申請者との関係																																																																																																										
		所在地																																																																																																														
同 意	教育委員会が市民税の課税状況等を確認することに 同意します。 同意しません。																																																																																																															
1 申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書	世 帯コード																																																																																																															
2 申請者の世帯全員及び連帯保証人の課税証明書又は非課税証明書	申請者コード																																																																																																															
3 生活保護受給証明書(生活保護法による被保護世帯に属する者に限る。)	親権者コード																																																																																																															
	保証人コード																																																																																																															
その他の家族の状況	氏 名	続柄	年齢	同意	現在の勤務先又は学校名・学年																																																																																																											
	教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																																																																															
教育委員会が市税の課税及び納税、生活保護及び就学援助の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																																																																																
連帯保証人(自筆)	フリガナ			生年月日	年 月 日(歳)																																																																																																											
	氏 名	印																																																																																																														
	住 所	電話	(自 宅)																																																																																																													
	職 業		(勤 務 先)																																																																																																													
			(携 帯)																																																																																																													
	現在の勤務先	名 称			申請者との関係																																																																																																											
		所在地																																																																																																														
同 意	教育委員会が市税の課税及び納税の状況を確認することに 同意します。 同意しません。																																																																																																															
1 申請者の世帯全員の市税に未納がないことを証明する書類	世 帯コード																																																																																																															
2 申請者に係る次のいずれかの書類	申請者コード																																																																																																															
ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書(いずれも市民税の所得割が課されていないもの)	親権者コード																																																																																																															
イ 生活保護被保護証明書																																																																																																																
ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書																																																																																																																
3 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書	保証人コード																																																																																																															

令和2年度 一般会計・特別会計（教育委員会関係）3月補正予算（案）について

（歳入）

（単位：千円）

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明 細 節 : ○ 細々節 : ・
15国庫支出金 02国庫補助金 07教育費国庫補助金 02小学校費補助金 (教育総務課)	538,618	5,971	544,589	○02学校施設環境改善交付金（施設整備事業） 21,738 【補正理由】 戸田東小学校単独校給食調理場に係る事業が追加採択されたことによる増額補正 ○04公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 △15,767 【補正理由】 入札執行による補助対象事業費の減額に伴う減額補正
15国庫支出金 02国庫補助金 07教育費国庫補助金 03中学校費補助金 (教育総務課)	327,895	△7,884	320,011	○04公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 △7,884 【補正理由】 入札執行による補助対象事業費の減額に伴う減額補正
15国庫支出金 02国庫補助金 07教育費国庫補助金 04学校給食費補助金 (学校給食課)	1,867	23	1,890	○01学校臨時休業対策費補助金 23 【補正理由】 国の補助金内容変更承認申請に伴う補正
17財産収入 01財産運用収入 02利子及び配当金 01利子及び配当金 (教育総務課)	591	△416	175	○07教育基金利子 △416 【補正理由】 積立基金にかかる運用益が当初予測を下回ったことに伴う減額補正
19繰入金 01基金繰入金 03教育基金繰入金 01教育基金繰入金 (教育総務課)	6,048	△3,150	2,898	○01教育基金繰入金 △3,150 【補正理由】 新型コロナウイルスの影響による海外派遣事業の中止により海外体験給付金が減となったことに伴う減額補正
21諸収入 05給食事業収入 01給食事業収入 01給食センター給食事業収入 (学校給食課)	272,884	△25,078	247,806	○01現年度 △25,078 【補正理由】 新型コロナウイルス感染対策のための小中学校の臨時休業により、4月及び5月の給食費を徴収しなかったことに伴う補正

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
21諸収入 05給食事業収入 01給食事業収入 02単独校給食事業収入 (学校給食課)	314,368	△ 26,768	287,600	○01現年度 【補正理由】 新型コロナウイルス感染対策のための小中学校の臨時休業により、4月及び5月の給食費を徴収しなかったことに伴う補正	△ 26,768
22市債 01市債 04教育債 02中学校債 (教育総務課)	1,532,700	△ 108,700	1,424,000	○02中学校屋内運動場空調設備設置事業 【補正理由】 入札執行による歳出の減額に伴う減額補正 ○02笹目中学校教室棟（西棟）外壁及び構造等改修事業 【補正理由】 入札執行による歳出の減額に伴う減額補正	△ 94,500 △ 14,200

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大 事業・中 事業	補正前の額 (中 事業)	補正額 (中 事業)	計 (中 事業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 01教育委員会費 01教育委員会費 01教育委員会費 (教育総務課)	4,673	△ 662	4,011	節08旅費 ○03特別旅費 【補正理由】 コロナウイルス感染拡大防止のため、教育委員会行政視察を中止したことに伴う減額補正	△ 662 △ 662
10教育費 01教育総務費 03教育指導費 04 15年教育事業 01 15年教育事業 (教育政策室)	4,999	△3039	1,960	節12委託料 ・児童生徒体力向上推進支援業務 【補正理由】 新型コロナウイルス感染症による事業中止	△3039

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 02小学校費 01学校管理費 02小学校施設管理費 01小学校施設管理費 (教育総務課)	1,041,662	△ 58,727	982,935	節12委託料 ・25市立小中学校個別施設計画策定業務 ・27市立小学校パソコン教室構築業務 ・35高濃度PCB廃棄物(北海道PCB廃棄物処理場)処分業務 ・36高濃度PCB廃棄物収集・運搬業務 ・39戸田東小学校・戸田東中学校屋内プール人工芝敷設業務 ・40戸田東小学校・戸田東中学校屋内プール可動床保守点検清掃業務 ・42市立小学校校内LAN環境・充電保管庫整備業務 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正及び新型コロナウイルスの影響によるプール授業の休止に伴う減額補正 節13使用料及び賃借料 ○02賃借料 ・01事務機器借上料 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正及び契約期間の見直し(短縮)による減額補正	△ 48,301 △ 2,984 △ 640 △ 15,750 △ 1,424 △ 400 △ 844 △ 26,259 △ 10,426 △ 10,426 △ 10,426
10教育費 02小学校費 01学校管理費 03小学校備品購入費 01小学校備品購入費 (教育総務課)	395,191	△ 2,819	392,372	節17備品購入費 ○03備品 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正	△ 2,819 △ 2,819
10教育費 02小学校費 02学校建設費 01小学校施設整備事業 01小学校施設整備事業 (教育総務課)	2,687,061	△ 9,554	2,677,507	節12委託料 ・03小学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正 節14工事請負費 ・02戸田東小学校屋内運動場空調設備設置 ・04戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(Ⅲ期)新校舎校門整備等 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正	△ 5,175 △ 5,175 △ 4,379 △ 3,872 △ 507

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 03中学校費 01学校管理費 02中学校施設管理費 01中学校施設管理費 (教育総務課)	539,834	△ 48,128	491,706	節12委託料 ・21市立小中学校建築物定期点検業務 ・22市立小中学校個別施設計画策定業務 ・24市立中学校パソコン教室構築業務 ・32高濃度PCB廃棄物(北海道PCB廃棄物処理場)処分業務 ・33高濃度PCB廃棄物収集・運搬業務 ・35戸田東小学校・戸田東中学校屋内プール人工芝敷設業務 ・36戸田東小学校・戸田東中学校屋内プール可動床保守点検清掃業務 ・38市立中学校校内LAN環境・充電保管庫整備業務 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正及び新型コロナウイルスの影響によるプール授業の休止に伴う減額補正 節13使用料及び賃借料 ○02賃借料 ・01事務機器借上料 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正及び契約期間の見直し(短縮)による減額補正	△ 38,039 △ 3,241 △ 1,470 △ 1,949 △ 8,954 △ 518 △ 278 △ 587 △ 21,042 △ 10,089 △ 10,089 △ 10,089
10教育費 03中学校費 01学校管理費 03中学校備品購入費 01中学校備品購入費 (教育総務課)	206,956	△ 1,409	205,547	節17備品購入費 ○03備品 【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正	△ 1,409 △ 1,409
10教育費 03中学校費 02学校建設費 01中学校施設整備事業 01中学校施設整備事業 (教育総務課)	2,224,848	△ 152,682	2,072,166	節12委託料 ・02戸田東中学校部活動送迎用バス運行業務 ・04新曾中学校教室棟増築等工事家屋調査(事後調査)業務 ・05新曾中学校教室棟(北校舎)増築等工事家屋復旧費積算業務	△ 7,629 △ 2,975 △ 693 △ 3,961

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明 節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
				<p>【補正理由】 新型コロナ対策のため、部活動の縮小による送迎回数の減少に伴う減額補正、家屋調査件数減少による減額補正及び復旧を要する家屋が生じなかったことに伴う減額補正</p> <p>節14工事請負費 △ 145,053</p> <ul style="list-style-type: none"> ・02戸田中学校屋内運動場空調設備設置 △ 23,837 ・03美笹中学校屋内運動場空調設備設置 △ 21,186 ・04喜沢中学校屋内運動場空調設備設置 △ 22,286 ・05新曾中学校屋内運動場空調設備設置 △ 32,066 ・06笹目中学校屋内運動場空調設備設置 △ 26,461 ・08笹目中学校教室棟(西棟)外壁及び構造等改修 △ 18,865 ・09戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(Ⅲ期) △ 352 <p style="padding-left: 40px;">新校舎校門整備等</p> <p>【補正理由】 入札執行による契約差金の減額補正及び新型コロナウイルスの影響による工期変更に伴う変更契約(減額)による減額補正</p>
10教育費 06学校給食費 01学校給食センター費 02学校給食センター管理運営費 01学校給食センター管理運営費 (学校給食課)	572,089	△ 37,155	534,934	節10需用費 △ 33,219 ○01消耗品費 △ 500 ・02事業用消耗品 △ 500 ○05光熱水費 △ 5,000 ・01電気料 △ 4,000 ・02水道料 △ 1,000 ○07賄材料費 △ 27,719 ・01賄材料 △ 27,719 節11役務費 △ 3,936 ○04手数料 △ 3,936 ・01手数料 △ 3,936 <p>【補正理由】 新型コロナウイルス感染対策のための小中学校の臨時休業により不要額が生じたことに伴う補正</p>

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 06学校給食費 02単独校給食費 01単独校調理場管理運営事業 01単独校調理場管理運営事業 (学校給食課)	593,983	△ 32,774	561,209	節10需用費 ○05光熱水費 ・01水道料 ・02ガス料 ○07賄材料費 ・01賄材料 節11役務費 ○04手数料 ・01手数料 【補正理由】 新型コロナウイルス感染対策のための小中学校の臨時休業により不要額が生じたことに伴う補正	△ 32,043 △ 4,200 △ 200 △ 4,000 △ 27,843 △ 27,843 △ 731 △ 731 △ 731
10教育費 07教育諸費 01教育振興費 01入学準備金・奨学資金貸付事業 01入学準備金・奨学資金 貸付事業 (教育総務課)	49,957	△ 7,440	42,517	節20貸付金 ○01長期貸付金 ・02奨学資金 【補正理由】 貸付額が確定したことに伴う減額補正	△ 7,440 △ 7,440 △ 7,440
10教育費 07教育諸費 02人財育成奨学資金給付金 01人財育成奨学資金給付事業 01人財育成奨学資金給付事業 (教育総務課)	6,639	△ 3,566	3,073	節18負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・02海外体験給付金 【補正理由】 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による中学生海外体験派遣事業及び青少年代表団海外交流派遣事業の中止に伴う減額補正 節24積立金 ○02その他の基金積立金 ・01教育基金積立金 【補正理由】 積立基金に係る運用益の減により、基金へ同額積立てるための減額補正	△ 3,150 △ 3,150 △ 3,150 △ 416 △ 416 △ 416

令和2年度 海外留学奨学事業特別会計 3月補正予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説明	細節 : ○ 細々節 : ・
01財産収入 01財産運用収入 01利子及び配当金 01利子及び配当金	449	△ 322	127	○01海外留学奨学基金利子 【補正理由】 積立基金に係る運用益について、当初の予測を下回ることになったことによる減額補正	△ 322
02繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金	12,668	△ 5,278	7,390	○01海外留学奨学基金繰入金 【補正理由】 積立基金に係る運用益が当初の予測を下回ったため、運用益増額分と同額減額するとともに、繰入金は奨学資金交付金の原資となることから、奨学資金交付金減額分と同額減額する補正	△ 5,278
03繰越金 01繰越金 01繰越金 01繰越金 (教育総務課)	1	2,005	2,006	○01前年度繰越金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定したことによる補正	2,005

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
01事業費 01事業費 01事業費 01海外留学奨学資金事業 01海外留学奨学資金事業 (教育総務課)	13,018	△ 3,595	9,423	節18負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・01海外留学奨学資金 【補正理由】 予算積算時に未決定であった留学生に対する奨学金の額が決定したため、予算額との差額を減額するとともに、給与決定を取り消した者に対する奨学金の減額補正 節24積立金 ○02その他の基金積立金 ・01海外留学奨学基金積立金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定し海外留学奨学基金に積み立てることによる補正	△ 5,600 △ 5,600 △ 5,600 2,005 2,005 2,005

令和3年度 一般会計 教育委員会関係予算(案)について

(単位:千円)

所管課	大事業名	主な事業内容	3年度予算額 [A]	2年度予算額 [B]	比較	
					増減額 [A]-[B]=[C]	増減率 [C]/[B]%
教育委員会		総額	6,230,085	8,923,933	-2,693,848	-30.2%
教育総務課	教育委員会費	教育委員の報酬及び活動諸経費	3,814	4,673	-859	-18.4%
	教育委員会事務局費	教育委員会事務局に係る各種協議会負担金及び連絡、調整、各種調査等の経費	6,118	5,949	169	2.8%
	小学校施設管理費	小学校で使用する消耗品等の経費、電話交換設備の更改、特定建築物衛生管理業務(増額) 光熱水費及び施設・設備の修繕、管理業務委託(ICT経費含む)等の経費	661,934	829,745	-167,811	-20.2%
	小学校備品購入費	小学校で使用する一般備品、教材備品等の経費、学級増対応備品、戸第一小学校仮設校舎日備品	25,428	52,824	-27,396	-51.9%
	小学校施設整備事業	小学校の学校施設において、児童が安全・快適に学校生活を送れるよう、施設を整備・改修するための経費。南小学校教室増設基本プラン検討業務、屋内運動場空調設備設置工事(10校)、戸田東小・中の改築等工事3期(校舎解体、グラウンド整備等)、戸一小の改築等工事(1年目)、新曽小の増築等工事(1年目)等	1,438,699	2,679,946	-1,241,247	-46.3%
	中学校施設管理費	中学校で使用する消耗品等の経費、電話交換設備の更改、特定建築物衛生管理業務(新規) 光熱水費及び施設・設備の修繕、管理業務委託(ICT経費含む)等の経費	374,422	433,875	-59,453	-13.7%
	中学校備品購入費	中学校で使用する一般備品、教材備品等の経費、学級増対応備品、戸田中学校被服室備品(交換)	15,136	35,772	-20,636	-57.7%
	中学校施設整備事業	中学校の学校施設において、生徒が安全・快適に学校生活を送れるよう、施設を整備・改修するための経費 ※戸田東小・中の改築等工事3期(校舎解体、グラウンド整備、屋内運動場改修、武道場改修、給食調理場改修等)、笹目中学校教室棟(東棟)外壁及び構造改修工事	1,211,153	2,327,717	-1,116,564	-48.0%
	入学準備金・奨学資金貸付事業	経済的な理由により入学準備金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸付けするための経費及び経済的な理由により就学困難な者に奨学資金を貸し付ける経費	44,658	49,957	-5,299	-10.6%
	人財育成奨学資金給付事業	経済的な理由により進学又は修学が困難な者に、未来へはばたく人財育成資金(高校奨学給付金・海外体験給付金)を給付する経費	3,778	6,639	-2,861	-43.1%
計			3,785,140	6,427,097	-2,641,957	-41.1%

所管課	大事業名	主な事業内容	3年度予算額 [A]	2年度予算額 [B]	比較	
					増減額 [A] - [B] = [C]	増減率 [C] / [B] %
学務課	学校教育事務費	小中学校通学区区域審議会の報酬、各種負担金及び中学校学校選択制等にかかる経費	14,548	14,623	-75	-0.5%
	就学援助事業	就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するための経費	140,961	159,670	-18,709	-11.7%
	学校保健事業	児童・生徒及び教職員の健康管理及び学校保健の運営に要する経費 学校医等への報償金及び感謝状等の経費	56,662	32,046	24,616	76.8%
	小学校管理運営費	小学校児童の健康管理及び教職員の病休等市費代替教諭、学校医や学校薬剤師等への報酬及び特別支援学級や肢体不自由等への補助員の配置、児童の登下校の安全を守るため交通指導員の配置などに要する経費	115,557	118,063	-2,506	-2.1%
	中学校管理運営費	中学校生徒の健康管理及び教職員の病休等市費代替教諭、学校医や学校薬剤師等への報酬、特別支援学級や肢体不自由等の補助員の配置、スキー教室等により養護教諭が学校を留守にする際の教職員(看護師)の措置などに要する経費	21,477	18,897	2,580	13.7%
計			349,205	343,299	5,906	1.7%

所管課	大事業名	主な事業内容	3年度予算額 [A]	2年度予算額 [B]	比較	
					増減額 [A] - [B] = [C]	増減率 [C] / [B] %
教育政策室	教育指導事務費	小・中学校に対して、国や県の教育指導方針及び市の教育指導方針の浸透を図るための経費	1,532	2,208	-676	-30.6%
	学校教育指導事業	小・中学校の教育課程及び教育活動の指導強化を図るため、小学校アクティブティーチャー(小学校14名)、中学校アクティブティーチャー(中学校6名)、本好きサポーター(小・中学校18名)、理科支援員(小・中学校12名)の派遣のための経費 ICTの活用を図るための支援員を派遣し、授業支援を行うための経費 小学校補習授業委託業務を実施するための経費 プログラミング教育を推進するため、教材の充実を図るための経費	105,422	107,733	-2,311	-2.1%
	生徒指導支援事業	中学校の生徒指導の充実を図るため、各中学校へすこやかサポーター(6名)の派遣及び子どもの安全を守る活動のための経費	21,853	21,742	111	0.5%
	教職員研修費	教職員の資質の向上及び校内研修体制に向けた支援のための経費	2,462	2,708	-246	-9.1%
	15年教育事業	戸田型15年教育の推進	1,860	4,999	-3,139	-62.8%
	小学校教育振興費	小学校における学習環境及び学習指導体制の充実と特色ある教育活動の振興を図るため、また、小学生が働くことの意味や社会の仕組みを理解することを目的として実施する職業体験施設における体験活動を支援するための経費 英語検定受験費用助成事業拡大のための経費(小学校6年生に英検Jr.)	23,748	83,142	-59,394	-71.4%
	中学校教育振興費	中学校における学習環境及び学習指導体制の充実と特色ある教育活動の振興を図るための経費(学習指導要領の改訂に伴う指導書や教材購入の経費を含む) スキー教室の実施施設変更に伴う宿泊費補助金のための経費	83,439	42,072	41,367	98.3%
教育政策室 (教育センター)	教育センター管理運営費	教育センターの機能発揮と学習機会の提供に係る施設及び設備の管理運営のための経費	13,495	15,161	-1,666	-11.0%
	就学・教育相談事業	発達障害等に係る幼児児童生徒の継続的な支援体制の充実を図る事業及び適正な就学、教育相談、不登校児童生徒の学校復帰等の支援を行うための経費、小学校の就学・教育相談体制の充実を図るため、小学校スクールカウンセラーを配置するための経費、小学校就学前からの切れ目のない支援体制を整備するための経費	112,985	117,598	-4,613	-3.9%
	研究・研修事業	今日的課題研修会や指導法に関する研修会など、教職員研修の充実を図るための経費	4,475	4,524	-49	-1.1%
	ALT事業	外国語教育の充実と小中学校の国際理解教育の推進のための経費 各小中学校へのALT派遣のための経費	71,820	70,153	1,667	2.4%
計			443,091	472,040	-28,949	-6.1%

所管課	大事業名	主な事業内容	3年度予算額 [A]	2年度予算額 [B]	比較	
					増減額 [A] - [B] = [C]	増減率 [C] / [B] %
学校給食課	学校給食センター管理運営費	学校給食センター及び学校給食を管理運営する上で必要となる経費	554,551	572,845	-18,294	-3.2%
	単独校調理場管理運営事業	単独校調理場(9校)を管理運営する上で必要となる経費(戸田第一小、戸田第二小、美谷本小、笹目小、戸田東小、笹目東小、新曽北小、美女木小、芦原小)	642,465	593,841	48,624	8.2%
計			1,197,016	1,166,686	30,330	2.6%

所管課	大事業名	主な事業内容	3年度予算額 [A]	2年度予算額 [B]	比較	
					増減額 [A] - [B] = [C]	増減率 [C] / [B] %
生涯学習課	人権教育事業	人権に関する研修・啓発事業及び人権意識の向上を図るための経費	1,617	1,890	-273	-14.4%
	生涯学習事業	社会教育委員の報酬、会計年度任用職員の報酬、芦原小学校生涯学習施設管理委託、PTA連合会等補助金、各種講座や市民大学事業などの経費	22,156	24,917	-2,761	-11.1%
	美笹公民館事業	各種講座等の開催に伴う講師謝礼、ITパソコン相談支援業務委託料、公民館まつり補助金などの経費	1,245	2,308	-1,063	-46.1%
	下戸田公民館事業		2,147	2,915	-768	-26.3%
	新曾公民館事業		2,747	4,564	-1,817	-39.8%
	文化財保護事業	文化財保護審議会委員の報酬、会計年度任用職員の報酬、指定文化財標柱等修繕、埋蔵文化財発掘調査業務委託、指定文化財管理補助金などの経費	10,625	11,502	-877	-7.6%
	少年自然の家管理運営事業	少年自然の家廃止後の備品等片付作業、看板撤去、産業廃棄物の収集・運搬に関する委託、国庫補助金返還金の経費	10,875	47,269	-36,394	-77.0%
生涯学習課 (図書館)	図書館管理運営費	図書館運営協議会委員の報酬、会計年度任用職員の報酬、施設修繕、中央図書館指定管理料、上戸田分館指定管理料、図書館システム事務機器等の賃借料、図書等の購入などの経費	347,015	348,619	-1,604	-0.5%
生涯学習課 (郷土博物館)	市史編さん事業 (款02総務費 項01総務管理費 目03市史編さん費)	会計年度任用職員の報酬、諸家文書・行政文書・地域文献等の収集・整理・保存・活用、アーカイブズ・センターの運営等の経費	7,456	8,425	-969	-11.5%
	郷土博物館運営費	郷土博物館協議会委員の報酬、会計年度任用職員の報酬、収蔵庫等の維持管理、夏季展示会・昔のくらし展や各種講座等の教育普及活動、歴史民俗・自然史等資料の収集・整理・保存・活用、博学連携事業等に要する経費	19,184	32,162	-12,978	-40.4%
生涯学習課 (彩湖自然学習センター)	彩湖自然学習センター管理運営費	会計年度任用職員の報酬、施設修繕、建物総合管理・彩湖周辺自然体験・観察会旅客運送・展示室水槽保守管理・シアター改修業務など17業務の委託、2階多目的トイレ修繕(おむつ交換台設置)・講座開催・博学連携事業などの経費 本課全体のオンライン講座の導入のほか、彩湖周辺の自然の魅力伝える動画等の撮影・編集・配信環境を整備するためのデジタル4kビデオカメラ・ライブビデオスイッチャー・動画編集用パソコンなどの購入経費	30,566	30,240	326	1.1%
計			455,633	514,811	-59,178	-11.5%

(債務負担行為)

事 項	期 間	限 度 額
新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事監理業務 (教育総務課)	令和3年度～令和6年度	96,204千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田第一小学校改築等工事監理業務 (教育総務課)	令和3年度～令和6年度	96,522千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事意図伝達業務 (教育総務課)	令和3年度～令和6年度	16,881千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田第一小学校改築等工事意図伝達業務 (教育総務課)	令和3年度～令和6年度	29,870千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田第二小学校渡り廊下改装及び外装改修工事設計業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	8,036千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
美女木小学校設備改修工事設計業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	17,812千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
美谷本小学校管理教室棟外壁改修工事 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	88,810千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
笹目東小学校外壁改修工事 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	265,460千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校グラウンド整備工事 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	191,100千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田市奨学資金制度による奨学生に対する貸付事業 (教育総務課)	令和3年度以降修学期間の終了する年度まで	奨学金として貸付決定した額

事 項	期 間	限 度 額
未来へはばたく人財育成資金給付制度 による奨学生に対する給付事業 (教育総務課)	令和3年度以降修学期間の 終了する年度まで	奨学給付金として給付決定した額
市立学校交通指導業務委託料 (学務課)	令和3年度～令和5年度	145,037千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
教育相談事業委託料 (教育政策室)	令和2年度～令和4年度	130,313千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
適応指導教室運営事業委託料 (教育政策室)	令和2年度～令和4年度	45,100千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
A L T派遣事業 (教育政策室)	令和元年度～令和3年度	133,483千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
給食管理システム借上 (学校給食課)	令和3年度～令和8年度	2,484千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
調理業務(戸田東小学校) (学校給食課)	令和3年度～令和6年度	93,548千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
調理業務(戸田東中学校) (学校給食課)	令和3年度～令和6年度	56,368千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
芦原小学校生涯学習施設AED貸貸借 (生涯学習課)	令和4年度～令和7年度	250千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
戸田市立図書館指定管理業務(追加 分) (生涯学習課)	令和4年度～令和6年度	12,951千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
川岸収蔵庫機械警備業務 (生涯学習課)	令和4年度～令和6年度	314千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
警備業務（夜間警備） (生涯学習課)	令和4年度～令和7年度	886千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額

令和3年度 海外留学奨学事業特別会計予算（案）について

議案第7号

(歳入)

(単位：千円) 海外

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	137	449	-312
2 繰入金	12,992	12,668	324
3 繰越金	1	1	0
歳入合計	13,130	13,118	12

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				財産収入	繰入金	その他	
1 事業費	13,030	13,018	12	38	12,992		
2 予備費	100	100	0	99			1
歳出合計	13,130	13,118	12	137	12,992		1

(債務負担行為)

事項	期間	限度額
戸田市海外留学奨学事業制度による 海外留学生に対する給与事業	令和3年度以降留学期間の 終了する年度まで	奨学資金事業として給与決定した額

資料 NO. 1

教育委員提案

令和3年第1回教育委員会(定例会)

令和3年1月21日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ①災害時における教職員の対応について（木村委員） 1
（学務課）
- ②授業における著作権法の取り扱いについて（鈴木委員） 3
（教育政策室）

災害発生時の県費教職員の 対応について

令和3年1月
定例教育委員会資料
学務課



文部科学省の通知に基づく災害発生時の避難所運営の協力についての考え方

◎大規模災害の学校における避難所開設の協力

・大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される避難所(以下「福祉避難所」という。))を含む。)の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等(以下、防災担当部局等)という。)が責任を負うものである。(引用:平成29年1月20日付け28文科初第1353号「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」)

戸田市においては危機管理防災課

◎大規模災害時の学校における避難所運営協力に関する留意事項

・教育委員会は、災害時に避難所運営の協力業務に従事することはあくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるように、防災担当部局等に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行うこと。
・早期教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めにPTAや防災担当部局等、避難者も含めて共有を図ること。再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局等と慎重に調整を行うこと。外部機関と連携しながら心のケアに努めること。
(引用:平成29年1月30日28文科初第1353号「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」)



学務課 令和元年度台風第19号の教職員の対応について

◎児童生徒不在時に災害発生

・令和元年度台風第19号の事例では、発生時より、避難所指定職員が参集され、学校職員については、教職員自身が被災者になるなどの2次的な被災を防ぐため、避難所開設の対応の指示はしていない。
ただし、学校長と教育委員会で避難所開設のための情報共有は電話で実施した。

避難所運営に係る教職員の服務について

①職務として取り扱う場合

公務災害補償や国家賠償等の対象となる。

○平日

・7時間45分を越えて、勤務を命じた場合には、勤務時間の割り振り変更(調整)を行うこと。

○週休日

・週休日に、1日に勤務を命じた場合は、週休日の振替を行うこと。7時間45分を越えて、勤務を命じた場合には、勤務時間の割り振り変更(調整)を行うこと。

・週休日に、4時間の勤務を命じた場合は、4時間の勤務時間の割り振り変更を行うこと。

○休日

・休日に、1日又は1時間単位の勤務を命じた場合は、命じた時間に相当する時間に代休指定を行うこと。

②職専免として取り扱う場合

③ボランティアとして取り扱う場合



学務課

◎学校再開

・教育活動の再開については、児童生徒の登下校ルート of 安全確認や児童生徒等の居住地・健康状況の把握、教科書・教材の有無の確認、授業・給食再開の見通しの確認等段階的対応が求められるが、台風第19号については、土曜日を通り過ぎ、避難者も帰宅し、月曜日の児童生徒登校前に支障がないことが確認されたため、教育活動には支障がなかった。

➡ 教職員が災害に対応するためやむを得ず夜間に泊まり込んだり、休日に対応する場合には、教職員に過重な負担を強いることがないよう勤務時間の割振り変更や週休日の振替等についても配慮する。

◎今後の避難所運営の課題について

・教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担
・学校が避難所になった場合の開設や施設の維持管理
・教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画
・避難者の把握方法 等

➡ 避難所運営委員会(案)の設置を検討している。



令和3年1月 教育委員提案

授業における著作権法の取り扱い

戸田市教育委員会
教育政策室

1

【関係条文】

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 （省略）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担任する者及び授業を受ける者**は、その**授業の過程における利用に供することを目的とする場合**には、その**必要と認められる限度**において、公表された著作物を複製し、若しくは**公衆送信**を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

（試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

学校における教育活動と著作権



文化庁著作権課

著作権者や権利者への権利行使の妨げにならないよう、著作権法第17条第2項に規定する範囲内で著作権者の了解（許諾）を得ることなく一定の範囲で自由に利用することができます。

学校における例外措置とは？

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく一定の範囲で自由に利用することができます。

学校における例外措置には、主に次のようなものがあります。

- 教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合（第35条第1項）
- 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）
(翻訳、編曲等して利用も可)
- 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（第36条）
(翻訳して利用も可)
- 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）
(翻訳して利用も可)
- 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合（第35条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーすること
- ③ 本人（教員又は児童・生徒）の授業で使用する
- ④ コピーは、授業に必要な限度内の部数であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

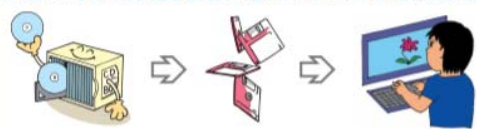
- 教員が授業で使用するために、小説などをコピーして児童・生徒に配布する場合



- 児童・生徒が、「調べ学習」のために、新聞記事などをコピーして、他の児童・生徒に配布する場合



- 教員が、ソフトウェアなどを児童・生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合（⑤の条件に違反）



- 教員や児童・生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配布する場合（⑤の条件に違反）



試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（第36条）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③ 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

- 小説や社説などをを用いた試験問題を出題する場合



- 小説や社説などをを用いた試験問題をインターネットなどによって、送信して出題する場合



- 入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場合（②の条件に違反）



- 市販されているドリルなどの教材を試験問題として、インターネットなどによって、送信する場合（⑤の条件に違反）



①先生が自分の勉強のために雑誌の1ページをコピーするのはOK？

- Q 教育雑誌を読んでいたら、自分の授業に生かせそうなページを発見。授業中にいつでも見ることができるよう、そのページをコピーして持っておきたいがよいか。
- A 答えは「OK」です。これは著作物を個人的に利用する「私的使用」にあたりますので、著作権法第三十条に示されている通り著作権者の許可を得る必要はありません。

②市販の本をコピーしたものを先生が授業で生徒に配るのはOK？

- Q 市販の本の中に、授業で扱っている題材を補足できそうなページがあった。このページをコピーして生徒全員に配りたいがよいか。
- A 答えは「OK」です。著作権法第三十五条によれば、教員が授業で使用するためであれば、著作権者の許可を得ることなく著作物を複製することができます。

③生徒が調べ学習のために漫画本をコピーするのはOK？

- Q 社会科でテーマを設定した調べ学習を実施。すると調べた内容を発表するとき、生徒がテーマに関する漫画本のコピーを発表資料に貼っていたが、これはよいか。
- A 答えは「OK」です。教員だけでなく授業を受ける側の児童生徒も、授業に利用するためであれば著作権者の許可を得ることなく著作物を複製することができます。

④参観日の授業で生徒に配布する市販の本のコピーを、保護者にも配布するのはOK？

- Q 市販の本の中に、授業で扱っている題材を補足できそうなページがあった。生徒の分と、授業参観だから保護者の分もコピーを用意したいがよいか。
- A 答えは「NG」です。著作権法第三十五条において、著作権者の許可なく著作物を複製することが認められているのは「教育を担当する者及び授業を受ける者」です。参観に来た保護者は「教育を担当する者及び授業を受ける者」ではないため、保護者の分も著作物をコピーするためには著作権者の許可が必要です。職員会議等での使用もNGです。

⑤授業で使用するために市販の問題集のコピーを生徒に配布するのはOK？

- Q とてもよくまとまった問題集を見つけた、生徒のレベルにもピッタリ。今度の授業ではこの問題集をコピーして配りたいがよいか。
- A 答えは「NG」です。確かに授業に使用するための著作物について著作権の制限を認めています。著作権法第三十五条には「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」という記述があります。問題集は生徒が購入して利用することが予想されているため、これをコピーしてしまうと著作権者の利益を不当に害すると言えます。

⑥国語のテストの問題に既存の小説の一節を用いるのはOK？

- Q 国語の実力テストで、教科書には載っていない問題を出したい。この有名な小説を引用して問題にしてしまおう！これはよいか。
- A 答えは「OK」です。著作権法第三十六条の示す通り、試験問題に著作物を使用する際には著作権者の許可を得る必要はありません。

⑦運動会のダンスでアーティストの音楽を使うのはOK？

- Q 運動会のダンス、せっかくだからみんなが知っている人気のあの曲を使いたいがよいか。
- A 答えは「OK」です。著作権法第三十八条によると、音楽を流すことが営利目的でなく、かつ無料である場合には、著作権者の許諾を得る必要はありません。

⑧文化祭の劇で生徒がJ-POPの楽曲に合わせて踊った動画を学校のHPにアップするのはOK？

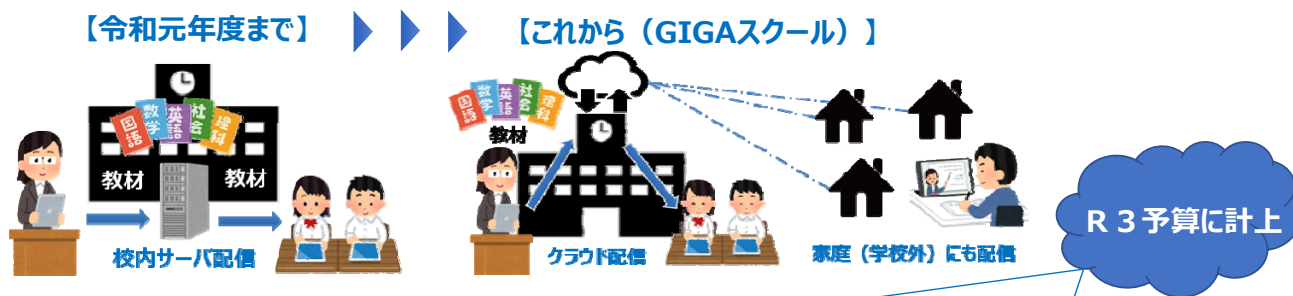
- Q 生徒が文化祭でJ-POPに合わせて踊った動画を学校のHPに載せたいがよいか。
- A 答えは「NG」です。楽曲を含んだ動画のアップロードは著作物の複製にあたります。文化祭で楽曲を流すこと自体は非営利・無料の行為であるため問題はありませんが、それを学校のHPへアップロードすることは授業で利用することを目的としたものではない複製と考えられるため、このケースに関しては著作権者からの許可が必要となります。

授業目的公衆送信補償金制度とは

著作権法により定められたICTを活用した教育を推進するために、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度

▶授業においてインターネットを介して著作物を使用する際は、校内サーバによる利用と校外ネットワークによる同時中継型授業を行う場合を除き、著作権者の「許諾」が必要であった。結果、手続負担が障害となり、オンラインによる学習の推進が憚られてきた。そこで、学校の設置者が、文化庁の指定する権利者団体に対して一括で補償金を支払うことで、著作物を「無許諾」で「あらゆる公衆送信」において利用できる「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、著作権法が改正された。

▶R2年度は特例として無償（=R3からは有償）。



補償金を支払わないと…

▲教師が児童生徒に教科書やその他教材、資料（画像・動画・音楽等）を提示したり、ワークシート等に掲載したり、授業支援システムで送信したりできない。

※こうした授業は、既に市内で定着しており、著作物が利用できないと教師の教材づくりにも多大な影響が生じる。

▲クラウド活用に二の足を踏んでしまい、GIGAスクール構想の実現ができない。

▲学校休業時に、教科書等を提示してオンライン学習を行うことができない。

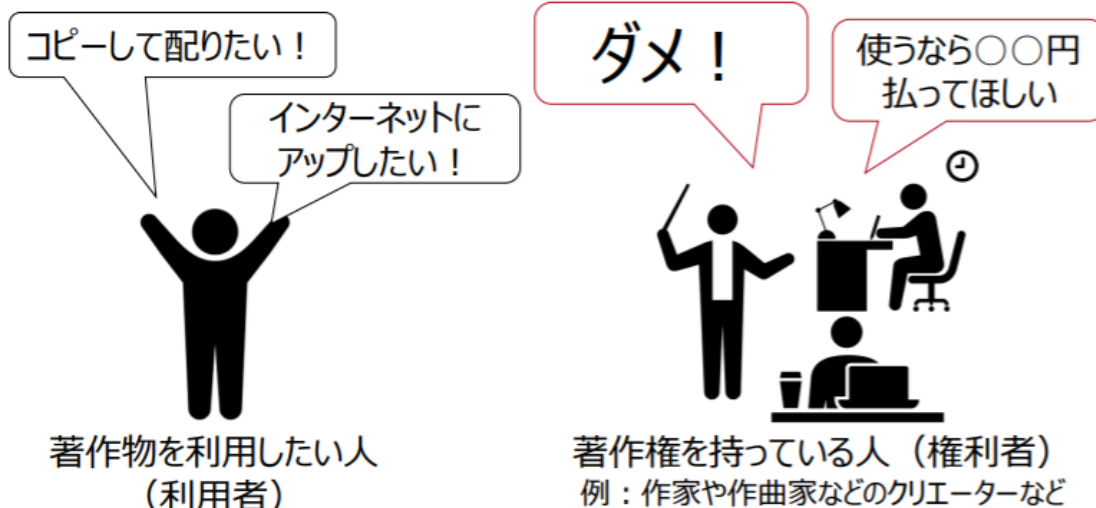
【参考】文化庁著作権課資料 「R2.10.06 授業目的公衆送信補償金制度オンライン説明会」

「著作権を持っている」とは



著作権を持っている（権利者である）と、

- 誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを定めることができる
- 他人が無許可で著作物を利用（コピー／上映／ネット配信…など）することを禁止できる

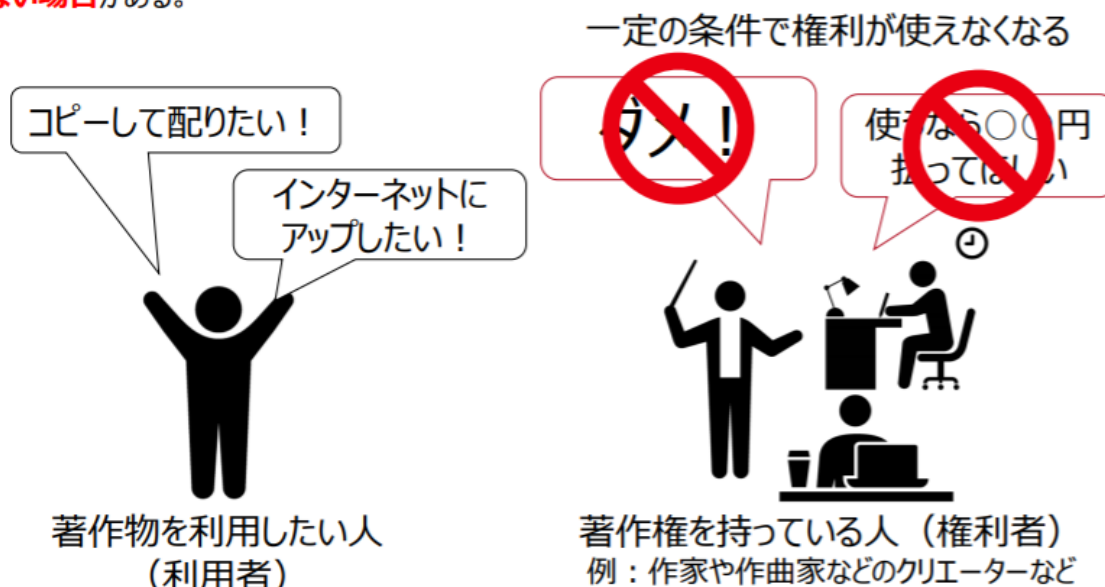


➡ 他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、原則、著作物毎に許可（許諾）を得ることが必要

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか



一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される＝権利者が「ダメ」と言えない場合がある。



➡ **著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）** などにより、一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういった場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか



著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの） ※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担任する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういった目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

本制度の開始でここが変わった

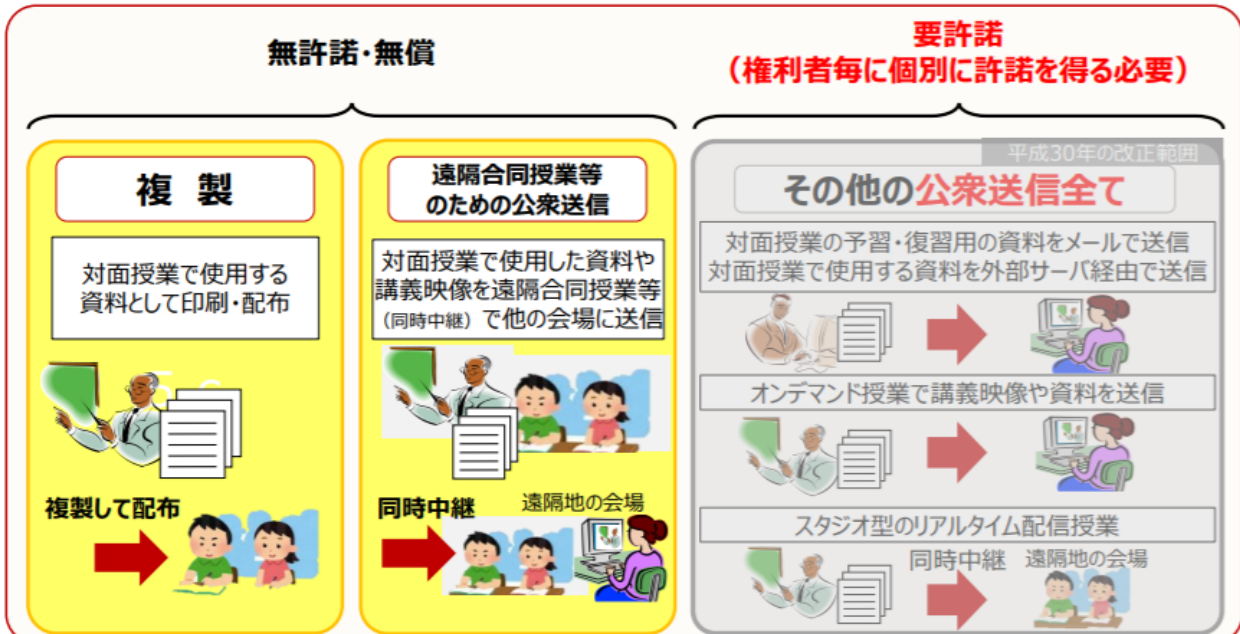
⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始前）



この制度が始まる前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）



この制度が始まることで、利用者は「その他の公衆送信全て」を無許諾・有償で行えるように。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

報告事項

令和3年第1回教育委員会(定例会)

令和3年1月21日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 戸田市立小・中学校令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の日程について…………… 1
(学務課)
- ② 第4次戸田市教育振計画(案)について…………… 2
(教育政策室)
- ③ 令和2年度戸田市算数・数学フェスティバルについて…………… 4
(教育政策室)
- ④ 令和2年度戸田市教育フェスティバルについて…………… 当日配付
(教育政策室)
- ⑤ 「第5次戸田市生涯学習推進計画(案)」に係るパブリック・コメントの実施について…………… 7
(生涯学習課) (別紙)
- ⑥ 市民大学認定講座「現代課題講座」の開催について…………… 10
(生涯学習課)
- ⑦ 芦原小学校PTA 優良PTA 文部科学大臣表彰受賞について…………… 12
(生涯学習課)
- ⑧ 図書館サービスの一部休止について…………… 13
(生涯学習課)
- ⑨ その他

戸田市立小・中学校令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の日程について

学 校 名	令和2年度卒業式			令和3年度入学式			令和3年度 前期・第1学期始業式		
	月/日	曜日	時 刻	月/日	曜日	時 刻	月/日	曜日	時 刻
戸田第一小	3月24日	水	第1部 午前9時00分 第2部 午前11時20分	4月9日	金	第1部 午後1時00分 第2部 午後2時30分	4月8日	木	午前8時30分
戸田第二小	3月24日	水	第1部 午前9時20分 第2部 午前10時30分	4月9日	金	第1部 午後1時30分 第2部 午後2時50分	4月8日	木	午前8時40分
新 曾 小	3月24日	水	午前9時00分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時45分
美 谷 本 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時30分
笹 目 小	3月24日	水	午前9時20分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時50分
戸 田 東 小	3月24日	水	第1部 午前9時00分 第2部 午前11時00分	4月9日	金	第1部 午後2時00分 第2部 午後3時15分	4月8日	木	午前9時00分
戸 田 南 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時45分
喜 沢 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後開催 ※ 決定次第連絡あり	4月8日	木	午前8時55分
笹 目 東 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時30分
新 曾 北 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時30分
美 女 木 小	3月24日	水	午前9時30分	4月9日	金	午後1時30分	4月8日	木	午前8時50分
芦 原 小	3月24日	水	午前9時00分	4月9日	金	午後2時00分	4月8日	木	午前8時30分
戸 田 中	3月15日	月	午前9時30分	4月8日	木	午後1時30分 ※ 2部制で開催可能性あり	4月8日	木	午前9時10分
戸 田 東 中	3月15日	月	午前9時30分	4月8日	木	午後1時30分	4月8日	木	午前8時50分
美 笹 中	3月15日	月	午前9時00分	4月8日	木	午後1時30分	4月8日	木	午前9時05分
喜 沢 中	3月15日	月	午前9時00分	4月8日	木	午後2時00分	4月8日	木	午前9時00分
新 曾 中	3月15日	月	午前10時20分	4月8日	木	第1部 午後1時30分 第2部 午後3時00分	4月8日	木	午前8時50分
笹 目 中	3月15日	月	午前9時20分	4月8日	木	午後2時00分	4月8日	木	午前9時20分

※ 時刻は、開式の時刻です。



第4次戸田市教育振興計画（案）

※計画期間：
令和3年度～令和7年度



報告事項②

これからの
社会の展望と
教育の方向性

グローバル化や情報化が進み、社会が加速度的に変化していく Society5.0 (※1) の時代を生きる子供たちに必要な力を育めるよう、日本型教育 (※2) のよさも踏まえながら、先進的な取組を推進します。そして、学校・家庭・地域が一体となって、それぞれの役割のもと協力しあい、子供たちを見守り、育てていくまちを目指します。

基本理念

生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田

キャッチフレーズ

とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を

キャッチフレーズ
について

とだっ子が、学力などの「認知能力」だけでなく、好奇心や自制心、やり抜く力などの「非認知能力」を身に付け、夢や希望を持ち、持続可能な社会の実現に向け、エージェンシー (※3) を備えて21世紀を主体的に生き抜いてほしいとの思いから定めています。やり抜く力は、自ら設定したゴールに向けて、努力し続けることができる力のことで、このような「非認知能力」は、人生の成功に非常に重要であることが諸外国の研究で示されています。

方針1. 子供たちが可能性に挑戦し続ける力を育むための学びの実現

教師の指導力向上や、よりよい教育環境の整備により、日々の授業における新たな学びを推進し、子供たち一人ひとりが複雑で変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けることを目指します。

主な施策

- ・授業改善による質の高い授業の実現（主体的、対話的で深い学びやPBL型の学びの実現。脱正解主義、脱自前主義、脱予定調和の学びの推進。）
- ・教師の指導力向上や教科横断的な視点によるカリキュラム・マネジメントの推進
- ・学校のチームとしての組織力向上と働き方改革の推進
- ・ICT環境の整備と、その活用によるハイブリッド型学習 (※4) 等への支援や事務等のデジタル化の推進
- ・学校施設や設備の整備
- ・食育の推進

方針2. 多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障

多様なニーズに丁寧に対応し、きめ細やかな支援を行うことで、子供たちの誰もが未来に夢や希望を持って学びに向かい、就学前を含めた教育をとおして共に成長していく姿の実現を目指します。

主な施策

- ・教育相談体制の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育アドバイザー、教育相談コーディネーターの配置等）
- ・障害のある児童生徒及びその保護者への支援（特別支援教育コーディネーター等の支援体制の構築）
- ・発達障害の早期発見、早期支援
- ・不登校児童生徒への支援
- ・放課後の学習支援や日本語指導の推進
- ・福祉機関等との連携強化

方針3. 地域・家庭・産官学民などの多様な主体による学びの提供

スポーツや文化芸術活動を含めた生涯学習を推進し、学びたい人が学べる環境の実現を目指します。また、就学前を含めて切れ目なく地域・家庭が子供たちを見守り育てる取組や、産官学民との連携等により、様々な安全な学びの場を提供します。

主な施策

- ・生涯学習活動、リカレント教育の推進
- ・コミュニティ・スクール (※5) 等の地域とともにある学校の推進
- ・国内外姉妹、友好都市と連携した、地域理解や地域交流
- ・スポーツや文化芸術活動の振興
- ・保育園や幼稚園における就学前教育の充実
- ・青少年の居場所の提供
- ・家庭学習の推進
- ・民間の教育力の活用やボランティアとの連携

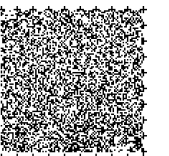
方針4. 個別最適な学びの実現に向けたEBPM (※6) の推進

外部の研究者と連携して最先端の知のリソース (※7) を取り入れながら、データ活用を進めることにより3K（経験・勘・気合い）から脱却し、「教室を科学する」取組の推進、子供たち一人一人の学習状況等に応じた学びの実現を目指します。

主な施策

- ・戸田市教育政策シンクタンク (※8) を中心としたEBPM推進体制の整備
- ・モニタリング指標等に基づく継続的な状況把握
- ・教育活動や政策の効果等に関する研究の推進と研究成果の公表
- ・個人情報保護やコンプライアンス (※9) 確保の取組

(※) PDF版では、主な施策について詳細情報へのリンクを設定しており、各項目をクリックすると、当該事業のホームページ等に遷移します（一部の項目を除く。）。



モニタリング指標

本計画をEBPMの核となるものと位置づけ、データに基づいて実態をとらえ施策を見直していくための手立てとなるような指標として、以下の指標を設定しています。

■主に方針1に関係するもの

- ・全国学力・学習状況調査における平均正答率
- ・埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合
- ・授業の内容がわかる児童生徒の割合
- ・中学校卒業時の英検3級以上取得率
- ・教職員の在校等時間の状況
- ・授業支援システムの活用ログ
- ・地場食材の活用や食育の取組状況

■主に方針2に関係するもの

- ・障害福祉に係る相談窓口の相談件数
- ・不登校児童生徒の教育機会の確保状況
- ・民間事業者と連携した学習機会の提供回数
(学校内、学校外を会場とするもの)
- ・障害児相談支援利用者数
- ・1歳8か月検診、3歳6か月検診の平均受診率
- ・子育て支援センター利用者数
- ・こども家庭相談の状況

■主に方針3に関係するもの

- ・生涯学習活動を行っている市民の割合
- ・市民大学、公民館講座受講者数
- ・国内外姉妹、友好都市との交流件数
- ・プロ選手・プロ芸術家と触れあえるイベント数
- ・青少年の居場所の実施施設数

■主に方針4に関係するもの

- ・外部研究機関との共同研究の実施状況

【参考1】本計画の位置づけと策定体制

本計画は教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、戸田市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。教育改革の基本理念や目標等の大きな方向性を本計画で示し、個別施策の詳細については市ホームページ等に掲載することとしています。なお、関係団体へのアンケート、策定委員会での議論等を経て、本計画を策定しています。

(※) 策定委員会は庁内の以下の部署の所属長等により構成されました(各所属名をクリックすると、各所属の取組の詳細を御覧いただけます。)

- ・教育総務課 ・学務課 ・教育政策室 ・学校給食課 ・生涯学習課 ・郷土博物館 ・協働推進課 ・文化スポーツ課 ・障害福祉課 ・福祉保健センター
- ・こども家庭課 ・保育幼稚園室 ・児童青少年課 ・戸田市立小・中学校校長会

【参考2】用語解説

- (※1) Society5.0(超スマート社会)…狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す言葉。技術革新の進展により、今後日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的にはAIやロボットなどに代替できるようになる可能性や、これまでになかった新たな仕事生まれることで、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性が指摘されています。
- (※2) 日本型教育…学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担う全人的な教育であり、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む教育。
- (※3) エージェンシー…自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力。将来的な目標を見据える力、批判的思考力、現状に疑問を持つ力など。
- (※4) ハイブリッド型学習…対面指導とオンラインを効果的に組み合わせた学習。
- (※5) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)…保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。
- (※6) EBPM…Evidence-Based Policy Makingの略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。
- (※7) 知のリソース…リソースとは資源や資産を指す言葉。戸田市では産官学と連携し、最先端の知見やシステムを取り入れながら教育改革を進めていきます。
- (※8) 戸田市教育政策シンクタンク…シンクタンクとは様々な領域の専門家を集めた研究機関を指す言葉。戸田市では令和元年6月から、市の教育政策の調査、研究、分析等を所掌する戸田市教育政策シンクタンクを教育委員会内に設置しています。
- (※9) コンプライアンス…法令遵守。戸田市では関係法令や研究倫理にも十分な注意を払いながら、様々な研究に取り組んでいきます。

二次元
コード

本計画の紹介動画はこちら



第3期教育振興基本計画(国)はこちら



第3期埼玉県教育振興基本計画はこちら

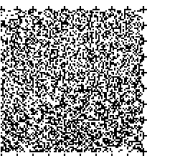
二次元
コード

本計画のPDF版はこちら

第4次戸田市教育振興計画

発行・編集：戸田市・戸田市教育委員会 発行年月：令和3年3月 〒335-8588埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

電話：048-441-1800(代表) FAX：048-443-9033



報告事項③

令和2年度 戸田市算数・数学フェスティバル結果について

- 1 実施日時 令和2年11月28日(土)
・9:00～11:45 第17回数学コンテスト
- 2 実施会場 芦原小学校(H20～23・H30～芦原小、H24～26戸一小、H27～29戸南小)
- 3 参加人数 71名(小63名、中 8名)
- 4 結果等 第17回数学コンテスト
 - ア 対象者 市内在住の小学校4年生から中学校3年生
 - イ 応募、参加児童生徒(別紙一覧参照)
 - ・応募者数 84名(小74名、中10名)
 - ・参加者数 71名(小63名、中 8名)
 - ※令和元年度 参加者86名(小 82名、中 4名)
 - ウ 問題について ホームページに掲載
 - エ 成績優秀者
 - ・最優秀賞 筑波大学附属駒場中学校 3年
(盾・賞状)
 - ・優秀賞 <成績優秀者(学年・学校順)>
(盾・賞状)

戸 田 東 小 学 校	4年
戸 田 南 小 学 校	5年
芦 原 小 学 校	5年
芦 原 小 学 校	5年
美 谷 本 小 学 校	6年
戸 田 南 小 学 校	6年
芦 原 小 学 校	6年
戸 田 中 学 校	1年
喜 沢 中 学 校	1年
笹 目 中 学 校	1年
戸 田 中 学 校	3年
新 曽 中 学 校	3年
 - オ 平均点 23.3点 ※令和元年度 30.1点
- 5 講師等 ・中学校アクティブティーチャー 5名

令和2年度 戸田市算数・数学フェスティバル参加者数

		応募者数	参加者数
1	戸田第一小学校	9	7
2	戸田第二小学校	5	5
3	新曽小学校	3	2
4	美谷本小学校	2	2
5	笹目小学校	1	1
6	戸田東小学校	10	8
7	戸田南小学校	12	10
8	喜沢小学校	0	0
9	笹目東小学校	5	5
10	新曽北小学校	7	7
11	美女木小学校	3	2
12	芦原小学校	17	17
	小学校合計	74	66
13	戸田中学校	3	2
14	戸田東中学校	0	0
15	美笹中学校	0	0
16	喜沢中学校	3	3
17	新曽中学校	2	2
18	笹目中学校	1	1
19	国立・私立	1	1
	中学校合計	10	9
	小中合計	84	75

令和2年度 戸田市算数・数学フェスティバルの様子

令和2年11月28日 芦原小学校



令和2年度戸田市教育フェスティバルの実施について

実施日時：令和3年1月8日（金）

14：50～16：45

実施会場：戸田市役所5階大会議室

1 参加人数

教職員	保護者・ 一般	教育 関係者	県・市 議会議員	市役所 職員	計
565名	2名	40名	2名	2名	611名

※R01年度参加者 605名

〈市外の参加者〉

- ・埼玉県教育委員会（総合教育センター）
- ・県内外他自治体教育委員会、学校
（福島県西会津町、秩父市、鶴ヶ島市、上尾市、杉戸町、吉川市、蕨市、三芳町、羽生市）
- ・その他教育関係者
- ・マスコミ（埼玉新聞、教育新聞）

2 内容

開会行事	講師紹介
講演①	早稲田大学 准教授 松岡 亮二 様 「教育格差社会の中の学校現場」
講演②	Crimson Education Japan 日本代表 松田 悠介 様 「AI社会と教育」
閉会行事	

3 その他

戸田市役所5階大会議室を会場とし、教職員は所属校にてWEB会議システムにより参加した。

4 講演の感想（教員アンケートから抜粋）

■講演①（松岡亮二様）に対する感想

- ・現状の把握や現状を変えようとするにはデータが必要とのお話がエビデンスの大切さともつながり、納得できました。また、コロナ禍、休業中でも学校の学びをとめない取組があるからこそ学力差が広がらないとの学校教育の重要性について御示唆いただいたので、この緊急事態宣言中でも引き続き、学びの保障を続けていかねばと新たな気持ちになりました。
- ・教育の格差の話を通して、現在の日本の学校制度の厳しさが理解できた。小学4年の学力差は高校3年までほぼ埋まらないということを知り、今小学4年の担任をしている身としては複雑な気持ちになった。
- ・教育の格差が減らない事実や家庭における背景などを知るよいきっかけになった。また、県の学力調査を分析し、子供たちの教育のために自分自身のスキルアップをさらに図りたいと思うよいきっかけになった。

■講演②（松田悠介様）に対する感想

- ・松田様のお人柄や教育にかける情熱が強く伝わり、「なぜ教師をめざしたのか」「教育に足を踏み入れた理由」「子供たちとの信頼関係の積み上げ」「学び続ける教師や子供と向き合う姿勢」等については職員とともに倫理確立委員会等で改めて語り合う機会をつくり、我々の使命について考えていきたいと思えます。
- ・学校現場で働こうと思った理由は、と問われ、改めて自分がどうしたいのか向き合う時間となりました。他人の人生に直接的に関われる仕事に就けたことは貴重であり、また責任の重さも感じました。今までのやり方では通用しないこれから、新しいことを生み出していくことや、こういった新しい情報を知識として入れることが大切だと思いました。

■その他

- ・通信環境の関係で音声聞き取りづらい部分があり、残念だった。

第5次戸田市生涯学習推進計画 策定スケジュール

令和2年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		6/16～30 市民意識調査実施					計画案策定			パブコメ実施	計画完成
					9/28 策定委員会第1回会議	10/17 10/19 市民会議		12/17 第2回社会教育委員会議 策定委員会第2回会議	(文建常任委員会委員に資料送付) 定例教育委員会		文建常任委員会 第3回社会教育委員会議 策定委員会第3回会議

パブコメ結果

「第5次戸田市生涯学習推進計画（案）」について ご意見を募集します

戸田市では、人生100年時代における生涯学習を推進するため、「第5次戸田市生涯学習推進計画」を策定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和3年2月1日（月）から令和3年3月2日（火）まで

2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）、心身障害者福祉センター、文化会館、スポーツセンター、中央図書館及び彩湖自然学習センターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）

4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（432-9910）及び電子メール（kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。

5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）についての問い合わせ先

戸田市 教育委員会事務局 生涯学習課

電話 048-441-1800（内線308）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課

電話 048-441-1800（内線363）

《現代課題講座》

気候変動(地球温暖化)の実態と影響

～近年、これまで観測されたことのない猛暑や豪雨などが発生し、人々の生活に影響を与えています。こうした状況は世界的な傾向であり、背後に気候変動(地球温暖化)がある。この気候変動の実態と影響を解明し、対策を考えます。～

日 時	内 容	講 師
2月27日(土) 午後2時～ 3時30分	現在、最も重要な環境問題の一つである「気候変動問題(地球温暖化)」の実態、そして対策について、日本や埼玉県への影響なども紹介しつつ解説します。	埼玉県環境科学国際センター 温暖化対策担当 主任 本城 慶多 氏

場 所 新曽福祉センター ホール

対象・定員 市内在住・在勤・在学者 65名

認定単位数 1単位

申 込 み 1月4日(月)8時30分より申込み受付を開始します。 ※費用無料・申込順
右下のホームページよりお申込みフォームをご利用ください。

電話またはメールでのお申込みの際は、氏名、電話番号、年代、講座名、市内在住・在勤・在学のいずれかを明示してください。

持 ち 物 筆記用具、市民大学受講票(持っていない人は希望により配布します。)



生涯学習マスコット
マナビィ

【お申込み・お問合せ先】

教育委員会 生涯学習課 (戸田市民大学事務局)
電 話 048-441-1800 (内線 342、308)
FAX 048-432-9910
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp
URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/375/kyo-syogaigaku-gendaikadai2.html>



HPはこちら

新型コロナウイルス感染防止対策

講座を受講される方は、
以下の点にご理解・ご協力をお願いします。
(最新情報等は市ホームページをご覧ください)

令和2年11月 27 日現在



手洗い



咳エチケット

- 発熱や風邪症状のある方は、講座への参加をご遠慮ください。
- 会場内ではマスクの着用をお願いします。
- 入室時、退室時には手指の消毒をお願いします。
- 入室時の体温測定にご協力をお願いします。
- こまめな手洗い、咳エチケットを積極的に行いましょう。
- 感染者の発生に備え、ご自身での受講日時の記録や、接触確認アプリ(COCOA)等のダウンロードを推奨します。



密集回避



密接回避

- 講座開催の前後や休憩時間も含め、会場内で近接した距離での会話等はお控えください。
- 受付時や受講時、退室時には、密集・密接した状態を避けるようご協力をお願いします。



換気



密閉回避

- 定期的に会場内の換気を行います。

今後の感染状況によっては講座が中止・延期となる可能性があります。
何卒ご了承ください。

戸田市教育委員会生涯学習課

報告事項⑦

芦原小学校 PTA 優良 PTA 文部科学大臣表彰受賞について

- 1 受賞名 令和2年度「優良 PTA 文部科学大臣表彰」
(「小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、私立幼稚園・認定こども園 PTA」部門)
- 2 受賞団体 埼玉県内 5 団体
全国 122 団体
- 3 主な活動内容
 - ・ PTA 運営について、入会任意を確認する環境を整えるとともに、仕事をしている役員に合わせ、オンライン会議を実施したり、休日に会合を設定したりし、保護者の参加のしやすい組織改革に努めている。
 - ・食育指導力向上研究の授業の一環として、保護者がビデオに出演し、親の立場から食育等に関する思いを子供たちに届ける取組を行っている。
- 4 表彰式 令和2年11月27日(金) 灘尾ホール(東京都千代田区)

図書館サービスの一部休止について

- 1 期間 令和3年1月12日(火)から2月7日(日)まで
- 2 理由等
緊急事態宣言が発出されたことを受け、令和3年1月7日(木)に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、1月12日(火)から2月7日(日)まで、市内公共施設を原則休館し、窓口業務のみ実施することが決定されたため。
- 3 対象施設名
戸田市立図書館全館
(中央図書館、上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室、戸田公園駅前配本所)
※上戸田分館は、閉館時間を午後9時30分から午後8時に変更
- 4 利用できるサービス
 - ・予約した資料の受け取り(貸出)
 - ・資料の返却(JR3 駅の返却ポストも利用可)
 - ・資料の予約、リクエスト
 - ・貸出券発行、更新登録、パスワード発行
 - ・ホームページでの予約の受付、変更、取消
 - ・電子図書館
- 5 利用できないサービス
 - ・資料の閲覧
 - ・座席の利用
 - ・自動貸出機の利用 ※中央図書館、上戸田分館
 - ・利用者端末機の利用
 - ・レファレンス申込み(電話・窓口) ※中央図書館
 - ・レファレンス申込み(ホームページ)
 - ・図書館資料の複写(コピー) ※中央図書館、上戸田分館
 - ・データベースの利用 ※中央図書館
- 6 周知方法 ホームページ、館内掲示等

第5次戸田市生涯学習推進計画（案）

計画年度：令和3年度～令和7年度

戸田市教育委員会事務局 生涯学習課

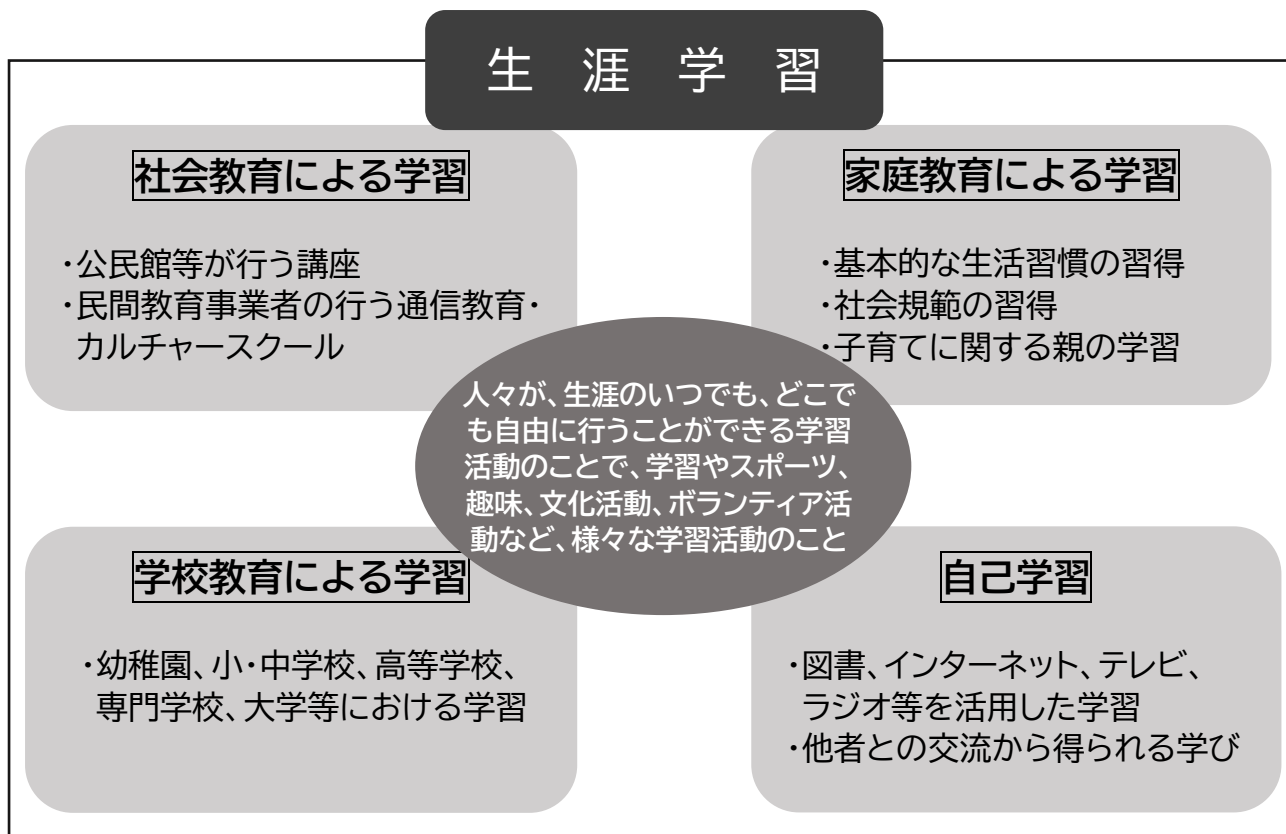
—目次—

はじめに	1
第1章 生涯学習推進計画の概要	2
1 戸田市の生涯学習推進計画の流れ	2
2 計画の期間	2
3 計画策定の体制	2
第2章 人生100年時代の学習をとりまく社会の背景	3
1 国の動向	3
2 県の動向	4
3 戸田市の生涯学習をとりまく状況	5
第3章 生涯学習推進の基本方針	14
1 基本理念	14
2 計画のポイント	14
3 計画の体系	17
第4章 基本方針の展開	18
基本方針1 新たな自分に出会う一学びのキッカケづくり	18
1 学習活動のキッカケの提供	18
2 情報提供・相談体制の充実	20
基本方針2 人生100年時代を豊かに生きる	
一ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供	21
(1) ライフステージに応じた学びの充実	21
(2) 共生社会の学びの支援	25
(3) 現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実	26
(4) 気軽に活用できる施設を目指して	29
(5) スポーツ・文化芸術活動の推進	32
基本方針3 まちを元気に一学びの成果の活用と交流の仕組みづくり	33
(1) 子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力	33
(2) 地域を元気にする学びの推進	34
(3) 学習の成果共有と意欲向上	36
(4) 協働体制の構築	37
資料編	38
1 計画策定の経過	39
2 戸田市生涯学習推進計画策定委員会	41

はじめに

生涯学習とは？

生涯学習は、「人々が**自己の充実・啓発や生活の向上**のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行う学習」（昭和56年 中央教育審議会答申）とされており、具体的には下図に示したものになります。



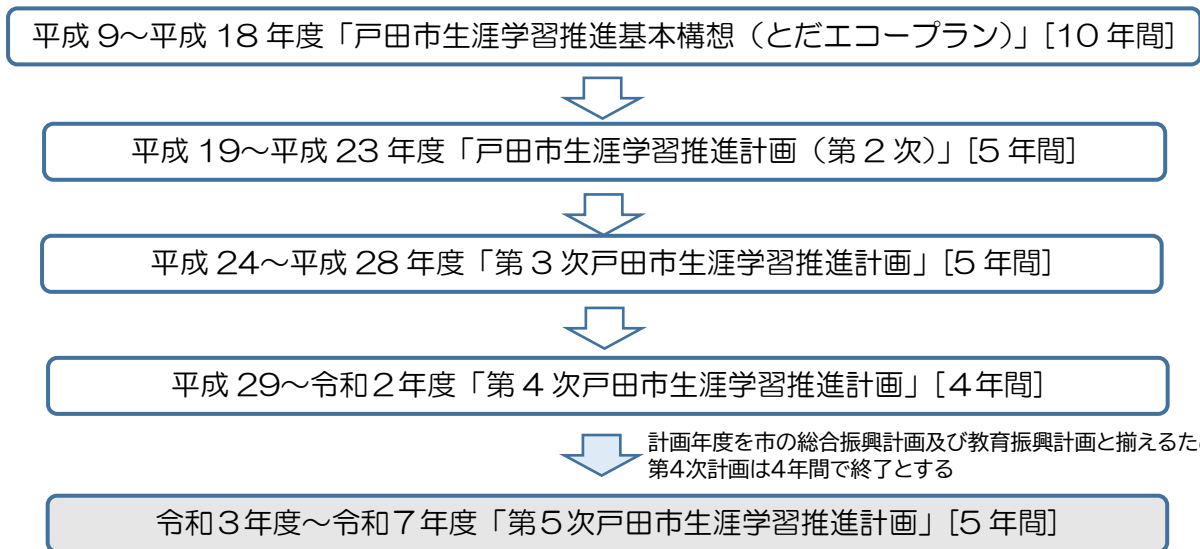
つまり、生涯学習とは・・・

人生100年時代のいま、一人ひとりが自分の人生を見つめ、「自分にとって必要な学び」をデザインしながら生涯を通じて行う学習



第1章 生涯学習推進計画の概要

1 戸田市の生涯学習推進計画の流れ



2 計画の期間

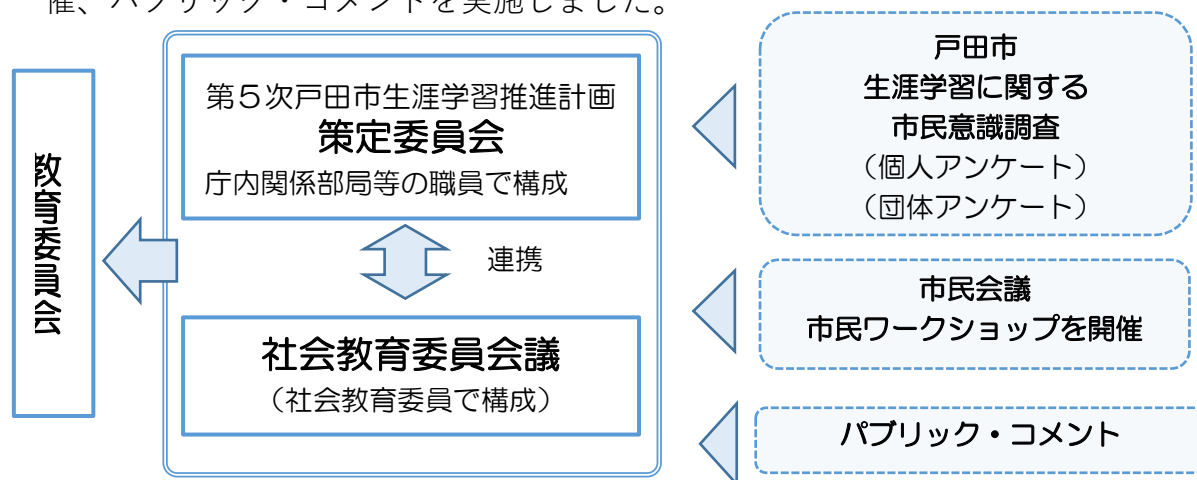
本計画の期間は、令和 3 年度からの 5 年間です。

なお、計画期間中、状況の変化によって見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

3 計画策定の体制

本計画については、「社会教育委員会議」と、庁内関係部局等の職員で構成する「第 5 次戸田市生涯学習推進計画策定委員会」において協議を進め、策定しました。

また、市民、地域の活動団体の声を広く計画に反映させるために、「戸田市生涯学習に関する市民意識調査」を実施したほか、「市民会議」（市民参加ワークショップ）の開催、パブリック・コメントを実施しました。



第2章 人生100年時代の学習をとりまく社会の背景

1 国の動向

文部科学省では下図のとおり、現代社会における生涯学習の目指すべき在り方として取り上げています。(参考：「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を踏まえた事例・施策集,文部科学省総合教育政策局,令和2年10月)

「議論の整理」を踏まえた地域における学びの姿（イメージ）

多様で豊かな学びやつながりによる生涯学習や社会教育の取組を通じて、人々の命を守り、誰一人として取り残すことなく生きがいを感じることもできる包括的な社会の実現を目指します。

地域課題・ニーズに応じた多様な学びの活動を実施

学びの活動の例

「命を守る」生涯学習・社会教育

自然災害等から命を守ることにつながる学び
防災等に必要な知識を得て、課題解決に向け共に学び合う。

社会的包摂に向けた学び
様々な理由で困難を抱える人々への学びの機会を福祉部局や民間団体等と連携し確保する。

デジタル・ディバイド解消に向けた学び
ICTに関するリテラシーを身に付けることができる機会を企業等とも連携し確保する。

子供・若者の地域・社会参画
子供・若者が地域課題解決に主体的に取り組む機会を設ける。

地域課題解決に向けた「豊かな学びの姿」を実現

様々な背景を有する多様な世代の人々の参画

共に学びあうことで、新たなアイデアが生まれ課題解決へ他者を理解し受け入れ共生する社会の実現へ

多様な主体の連携・協働



参画を促進

連携・協働

社会教育主事・社会教育士

学びの活動をコーディネート

効果的な学びを企画・実施

「ICT」と「対面」の効果的な組み合わせ

ICTの活用により、多様な交流や人と人とのつながりを広げ、更に豊かな学びへ

命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現へ

※デジタル・ディバイドとは、ICTを利用できる人とそうでない人との間にもたらされる格差のことを指します。

生涯学習は、余暇活動や趣味的な学びだけではなく、「**人生100年時代**」とも言われる現代社会において、様々な**災害リスクや社会の変化**に対応しながら地域の中で生きていくために必要とされる知識を身につける機会でもあることが強調されています。また、子どもや若者が社会に参画する機会も設けながら、さまざまな世代の人たちがともに学びあうことで、多様性を受け入れ、**課題解決に向けて共創していく力**が求められています。さらに、学びの手法としてICTと対面を組み合わせることで、より多様な人々との交流や、更なる豊かな学びへの実現が目指されています。

また、文部科学省では、**リカレント教育**¹の機運をこれまで以上に醸成し、その意義を普及啓発していくため、「いまスタ(今からスタディ)！社会人の学び応援プロジェクト」と題した動画を公開するなどの取組が行われており、学歴ではなく最新の**学習歴**を重視した社会の構築が目指されています。

動画の中では、社会人の学びを応援する方からの学び続けることへの前向きなメッセージや、大学等での具体的な事例が紹介されており、本市においても、一部の市民大学講座の開催時に、これらの動画を受講者向けに上映したりしています。

2 県の動向

埼玉県では、生涯にわたる学びの推進に向けた取組として、学びを支える環境の整備、学びの成果の活用の促進が施策として取り上げられています。(参考：第3期埼玉県教育振興基本計画)

誰一人取り残さない包摂的な社会の実現

外国人親子への支援と
地域住民のつながり

障害者の生涯を通じた
学びの支援

学びの成果の活用の促進

防災や子育て支援等の地域課題の解決に向けた、
学びを通じた住民の参画・協働

¹ リカレント教育(学び直し)とは、社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り学習し、再び社会へ出ていくことを生涯にわたり続けることができる教育システムのことを指します。

3 戸田市の生涯学習をとりまく状況

(1) 第4次戸田市生涯学習推進計画の成果と課題

【第4次計画の施策体系】

平成28年度に策定した「第4次生涯学習推進計画」では、以下の3つの基本施策に基づいて事業を実施してきました。

【基本理念】

つながり 磨き 高め合うまち とだ
— 豊かな学びの創造を目指して —

【基本目標（目指すテーマ）】

- ① 戸田での学びの内容や形を多様に豊かにする
- ② 戸田で学びたいと願う様々な人を増やす
- ③ 気軽に集える学びの機会や場・空間を戸田で増やす
- ④ 戸田での学びについて広く知らせ伝える

【基本施策】

3分野の基本施策を実施し、4つの基本目標を複合的に実現、基本理念の達成を目指します。

I 多様なニーズに応じて提供する主体的な戸田の学び(*)の充実

(*)ここでの戸田の学びとは、主体的で協働・対話型の学びであり、アクティブ・ラーニングを生涯学習全般に取り入れます。

- 1 ライフステージに沿った学びの提供
- 2 多様なニーズに応じた学びの提供
- 3 市民の学ぶ力を高めるサポート事業の提供
- 4 学びを豊かにするイベントの充実

主に学びの内容・企画に関する施策

II 戸田の学びを多彩に展開する環境の充実

- 1 関連施設の整備及び活用
- 2 多彩な学びの場の確保・創出
- 3 各種サポート制度の整備
- 4 各種相談体制の充実

主に学びの展開・拡大を図る受け皿に関する施策

III 戸田の学びの広報及び支援体制の充実

- 1 広報・情報提供体制の充実
- 2 市民・民間との連携体制の強化
- 3 庁内連携体制の強化
- 4 学びの事業の評価・改善の推進

主に広報及び学びに関わる関係者の連携体制に関する施策

【目標指標と成果(進捗状況)】

●全体に共通する目標指標

全体指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標(*4) (R3年度)	担当課
生涯学習事業への初参加者数 (*1)	115人	276人	368人	延べ200人 (毎年40人増)	生涯学習課
生涯学習事業参加者の満足度 (*2)	83%	82%	82%	80%	生涯学習課
生涯学習事業の認知度(*3)	—	—	—	30%	生涯学習課

(※1)「市民大学認定講座」受講者に配布する市民大学受講票の新規配布数

(※2)生涯学習課(公民館含む)が実施する「市民大学認定講座」の受講者における満足度(講座受講後に実施のアンケート等にて把握)

(※3)R1年度に市民意識調査を実施せず、R2年度に実施した際の「市民大学」の認知率は28.9%

(※4)第4次計画は、今後の計画年度を市の総合振興計画及び教育振興計画に合わせるため令和2年度までの4年間で終了とするが、策定当初、令和3年度までの5年間で予定していたため、目標値は令和3年度の数値としている(以下、基本施策Ⅰ～Ⅲの各表についても同様)。

●基本施策に対応した個別の目標指標

基本施策Ⅰ 多様なニーズに応じて提供する主体的な戸田の学びの充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
家庭教育の充実	「親の学習講座」または「すこやか子育て講座」の参加者数	2,380人	2,575人	1,971人	2,500人	生涯学習課
子育て支援学習の充実	子育て支援講座の参加者数	455人	473人	485人	1,000人	生涯学習課
健康・スポーツ・レクリエーションの充実	マラソン大会、市民体育祭、各種教室等の参加者数	14,651人	21,296人	11,948人	18,000人	文化スポーツ課
	健康増進事業の参加者数	3,803人	3,159人	2,991人	2,300人	福祉保健センター
安心・安全学習活動の充実	市民防災教室の参加者数	1,396人	2,145人	1,983人	2,500人	消防本部予防課
就業・起業支援等学習の充実	就業・起業支援等の講座の参加者数	429人	460人	416人	600人	経済政策課

環境学習の充実	環境出前講座の参加者数	99人	513人	895人	延べ 1,000人 (H29-R3年度)	環境課
	戸田ヶ原サポーター(ガイド含む全て)人数	114人	111人	121人	80人	みどり公園課
	戸田530運動統一実践活動の参加者数	16,917人	17,155人	13,515人	21,000人	環境課
福祉学習の充実	認知症サポーター養成講座の参加者数	延べ 4,728人 (H21-29年度)	延べ 5,396人 (H21-30年度)	延べ 6,905人 (H21-R1年度)	延べ 5,050人 (H21-R3年度)	長寿介護課
「戸田市民大学」の充実	「市民大学認定講座」講座数	42講座	42講座	67講座	43講座	生涯学習課
	「市民大学認定講座」参加者数	3,331人	3,697人	3,362人	3,000人	生涯学習課
	「市民大学認定講座」市民企画講座の参加者数	139人	272人	64人	200人	生涯学習課
コミュニティ・まちづくりにつながる学習の充実	市民まちづくり塾の参加者数	40人	—	事業廃止	75人	都市計画課
全市的なイベントの充実	公民館まつりの参加者数(3館合計)	3,446人	2,883人	3,539人	4,000人	生涯学習課
	文化祭、音楽祭、市展の観覧者数	10,284人	14,889人	8,242人	16,000人	文化スポーツ課

基本施策Ⅱ 戸田の学びを多彩に展開する環境の充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
公民館活動団体の充実促進	公民館まつりの参加者数(3館合計)	3,446人	2,883人	3,539人	4,000人	生涯学習課
	公民館講座参加者数	3,679人	3,125人	2,736人	4,840人	生涯学習課

基本施策Ⅲ 戸田の学びの広報及び支援体制の充実

施策名	個別指標	当初 (H29年度)	経過 (H30年度)	現状 (R1年度)	目標 (R3年度)	担当課
多様な 情報提 供の充 実	公式ホームページ年間 閲覧数	45,027PV	36,064PV	52,229PV	30,000PV	生涯学習課
	SNS(公式 フェイスブ ック)のリー チ数	19,382 リーチ	7,348 リーチ	6,817 リーチ	10,000 リーチ	生涯学習課
人材の 掘り起 こし・活 用	生涯学習サ ポーター 養成講座の 参加者数	延べ98人 (H24-29年度)	延べ112人 (H24-30年度)	延べ126人 (H24-R1年度)	延べ162人 (H24-R3年度)	生涯学習課

【施策の現況と課題】

- ・開講10周年を迎えた戸田市民大学の参加者数は増加しているものの、全体的に参加者の固定化と高齢化が進んでおり、若年層の参加が少ない。
- ・地域の生涯学習サークルの減少等の生涯学習コミュニティの停滞、図書館や公民館等の社会教育施設の活用の停滞が課題。
- ・参加者層の固定化の背景には、周知不足や、新たな参加者層にまで情報が届いていないなど、情報発信方法に課題があると考えられる。
- ・学びを支える人材の不足と生涯学習事業の市民との協働体制が十分でないことが課題
- ・社会教育施設の老朽化やICTを活用した生涯学習環境の整備不足、郷土博物館収蔵庫のキャパシティ不足などがみられ、生涯学習施設の量的確保や質的向上が必要
- ・文化財をはじめ、ポートコースやポート競技など地域資源を活用した学習機会の不足
- ・生涯学習関係施設間の連携不足
- ・文化、スポーツ団体や公民館サークル等の運営の担い手の高齢化、人材確保が困難
- ・コロナ禍におけるコミュニティの在り方や、講座・イベント等の実施方法の検討

(2) 戸田市民は「生涯学習」をどう捉えているのか(生涯学習に関する市民意識調査)

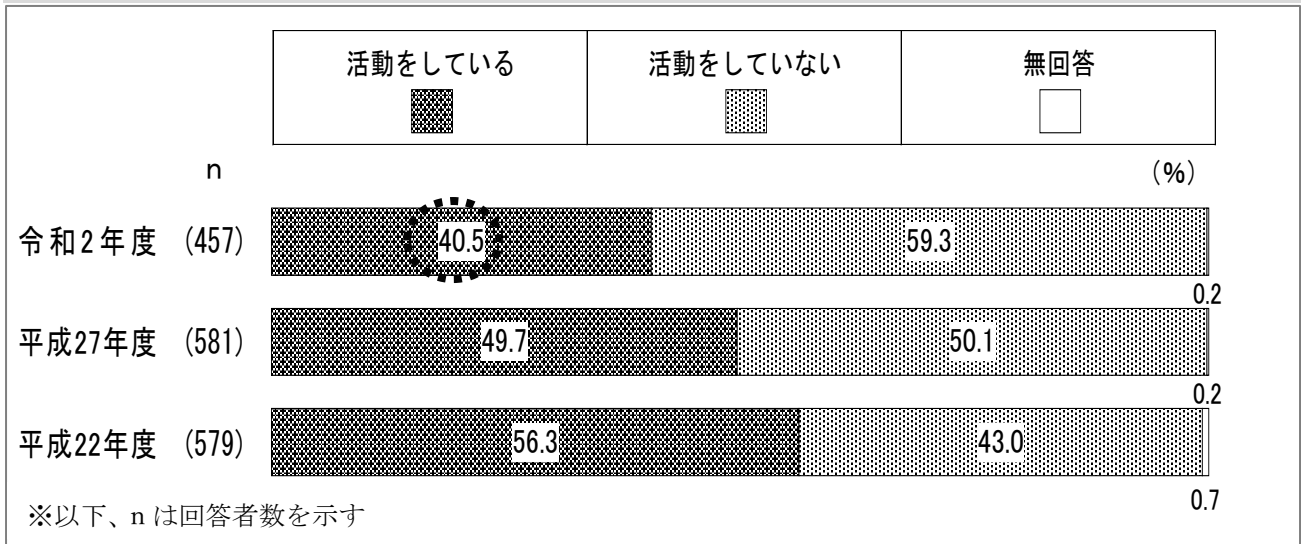
生涯学習に関する市民の考えを明らかにするため、戸田市在住の20代以上の男女1,300人、市内公共施設を拠点に活動する団体200件に対し、意識調査を実施しました(令和2年6月)。

市民意識調査から明らかになったことの中で特徴的なものは、以下のとおりです。

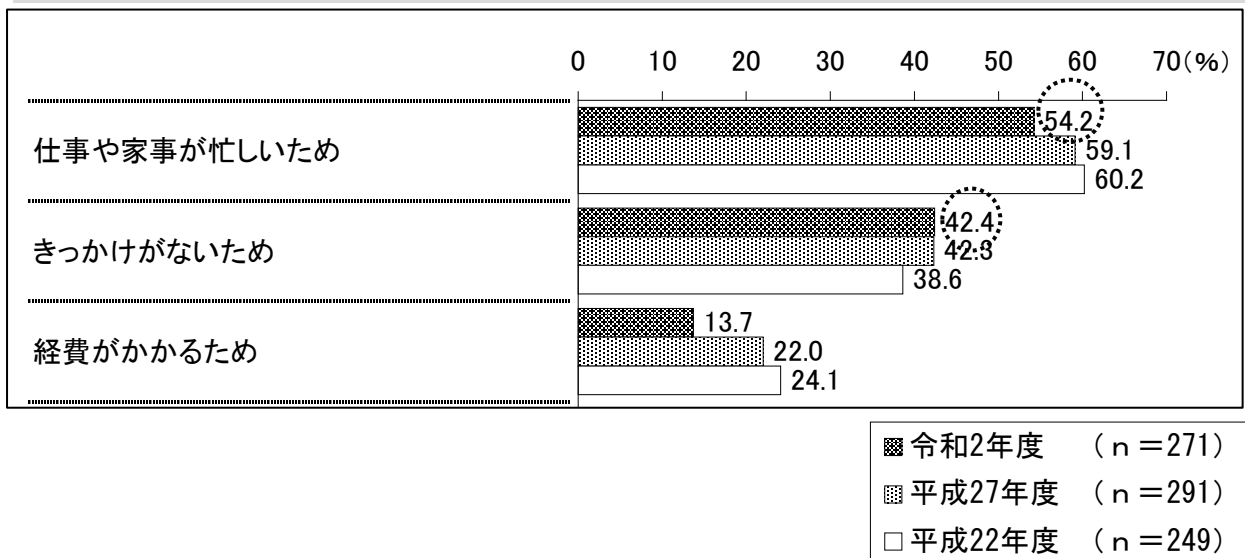
◇学習活動をしている人は年々減少。その理由は「忙しさ」と「きっかけのなさ」

現在学習活動をしている人は40.5%であり、減少傾向にあります。その理由として最も顕著なものは、「仕事や家事の忙しさ」と「きっかけのなさ」ということが分かります。

問：あなたは現在(または過去1～2年の間に)、学習活動をしていますか。

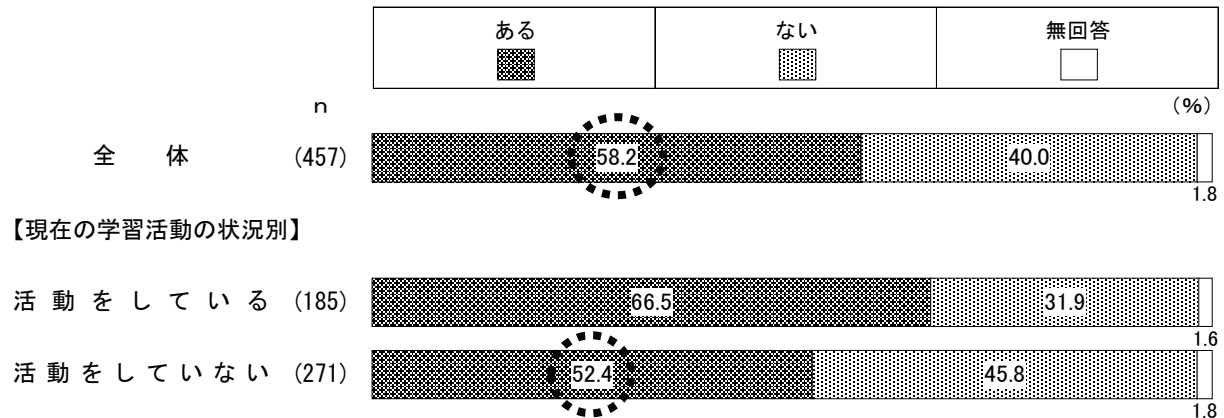


問：あなたが学習活動をしなかった理由は何ですか。(上位3項目を抜粋)



一方で、「新たに始めたい学習活動がある」と回答した人の割合は半数以上にのぼり、中でも「現在学習活動をしていないが、新たに始めたい活動がある」と回答した人の割合は52.4%であることから、学習の阻害要因や市民のニーズを踏まえた施策を展開することで、意欲はあるが一步を踏み出せないという人たちに対して学習機会を届けていくことができると考えられます。

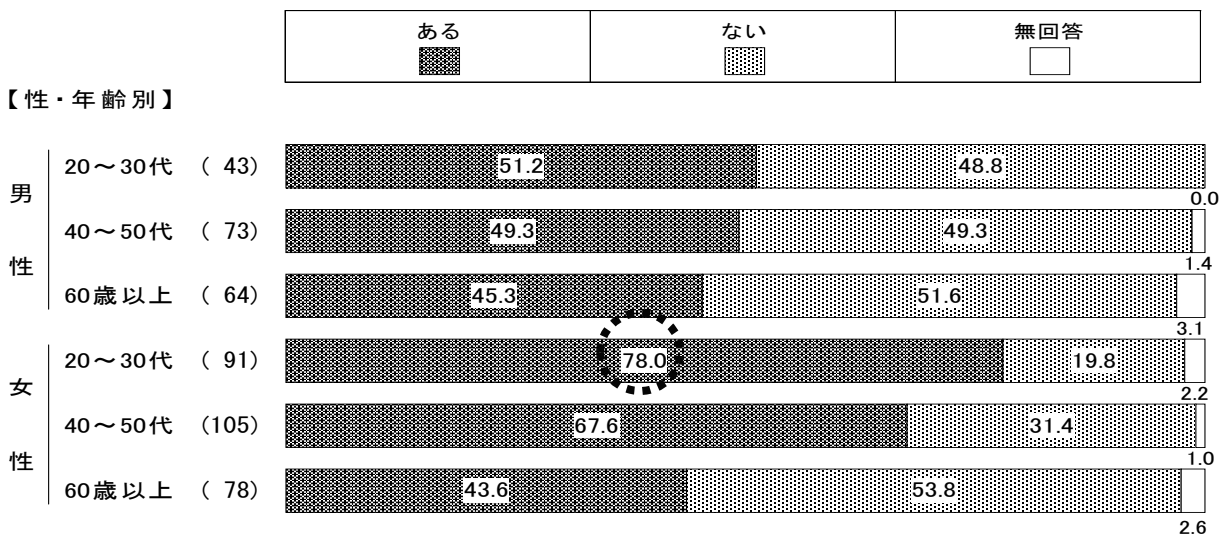
問：あなたは新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか。



◇20～30代の若い女性ほど、「学び直し」への意欲が高い

上記の「新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか」という問いに対する回答を性・年齢別に集計した結果を見ると、「（学び直したいことが）ある」と回答した人の割合は20～30代の女性で特に高くなっていることが分かります。

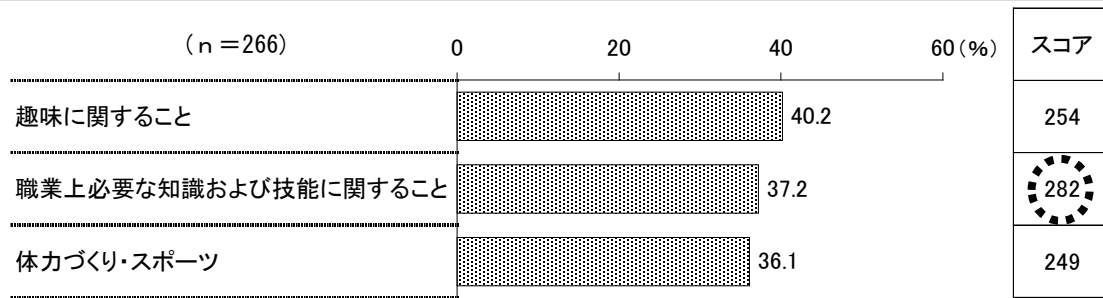
問：あなたは新たに始めたい活動（学び直したいこと）がありますか。



◇社会人の「キャリア形成」に必要なスキルの習得へのニーズ

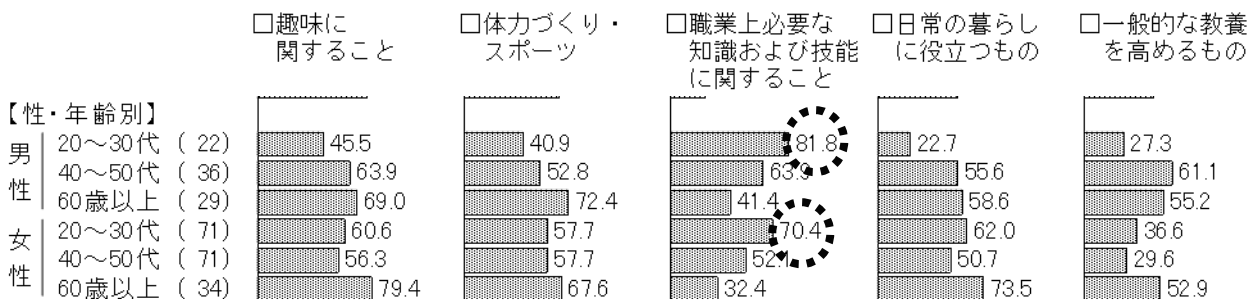
特に力を入れて行いたい学習活動のスコアを見てみると、英会話やパソコン技能に係る「職業上必要な知識及び技能に関すること」が最も高いことから、働く上で必要な知識や技能について学ぶ機会を創出することが求められているといえます。

問：特に力を入れて行いたい学習活動について、順に3つまでお答えください。



※スコアは、順位付けの回答結果に1位=3点、2位=2点、3位=1点を与えて集計したものの。

また、性・年齢別でみると、「職業上必要な知識および技能に関すること」は、男性では20～30代で81.8%、女性では20代～30代が70.4%と、特に若年層においてそのニーズが高いことがわかります。



◇20～30代は外国人住民、障がい者、高齢者への支援や国際交流によるまちづくりに関心が高い

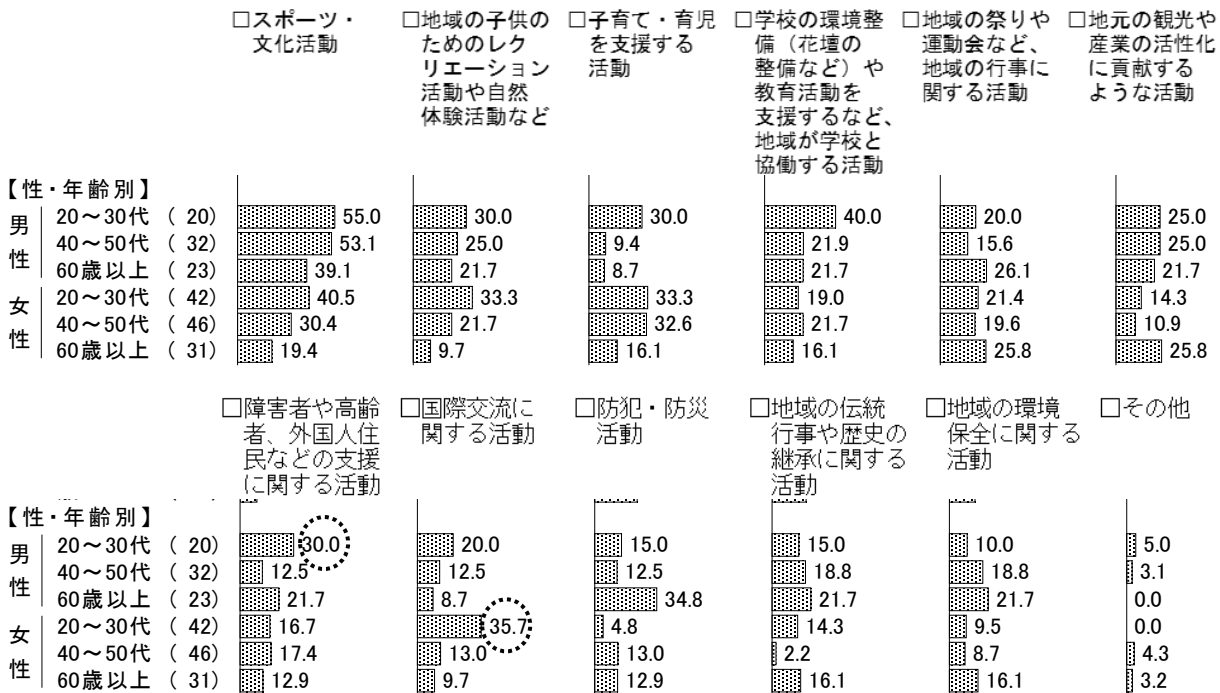
「学習活動を行うことが住民参加・住民主体のまちづくりの一步となると思う」と回答した人は63%。

特に20～30代においてその回答率は高く、学習活動とまちづくりの関連性について認識されており、将来のまちづくりの担い手となることが期待されています。

また、まちづくりの視点から参加したい具体的な学習活動は、「スポーツ・文化活動」のほか、学校をはじめとした地域の子どもたちへの支援に関する活動への参加の意向が高いことがわかります。

特に、男性20～30代では、上記に加え、障がい者や高齢者、外国人住民などの支援、女性20～30代では国際交流を目的とした学習活動への参加など、共生社会の構築に向けた取組への関心への高さがうかがえます。

問：(まちづくりの視点から生涯学習活動を考えたとき、活動に参加したいと回答した人に対して) どのような活動に参加したいと思いますか。



(3) 市民会議等から浮かび上がった市民のホンネ

令和2年10月、20代から70代までの14名（市民意識調査協力者の中から募集した6名、公募により募集した8名）の市民の方にご参加いただき、第5次戸田市生涯学習推進計画策定にかかる市民会議を開催しました。

市民会議では、「地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？」「学びたい気持ちがあかなか実現しないのはなぜ？」「若い人に防災学習に参加してもらうためには？」「公共施設をどんな風に使ってみたい?!」の4つのテーマについて、世代別のグループにわかれて話し合い、意識調査では掬いきれなかったリアルな声や、様々なアイデアをいただきました。

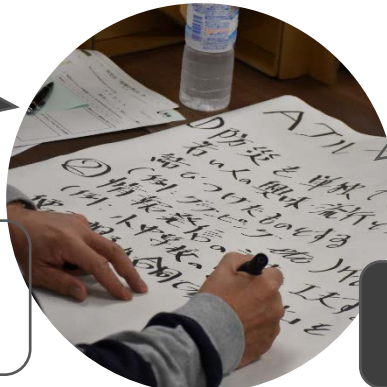
なお、社会教育委員会議でも同様のご意見をいただきました。

各世代のニーズに応じた講座がもっとあっていいんじゃない？

体験型のイベントなら、若者にも興味を持ってもらえそう！



いつ・どこで・どんな講座をやっているのか、なかなか情報が伝わってこない。



利用時間や飲食など、施設のルールを柔軟にして、もっと気軽に使えたらいいね。

学びたい気持ちはあるけれど、なかなか行動が起こせない...

民間企業と連携した魅力ある講座や、オンライン配信があれば、もっとたくさんの方が生涯学習に興味を持つかも！



第3章 生涯学習推進の基本方針

1 基本理念

第4次生涯学習推進計画の施策の成果や課題のほか、市民意識調査結果や市民会議の意見等を踏まえるとともに、今後の生涯学習をめぐる社会の動向を見据え、本計画の基本理念を以下のとおり掲げます。

**描こう！これからのわたしの人生・まちの未来
～人生100年時代を共創する戸田へ～**

生涯学習は、市民のみなさんが自ら学びたいことに向き合うことで、自分らしい人生を歩んでいくことにつながる活動でもあります。

戸田市では、市民のみなさん一人ひとりが学びを通して新たな「気づき」や「発見」を得て、さらに豊かな人生を歩んでいくことができるよう、ライフステージや個別のニーズに応じた学びの機会を提供していきます。また、市民のみなさん一人ひとりが自分自身に向き合い、最適な学びをデザインしていくことで、地域の中で学びの輪が広がり、よりよい地域の共創につながっていくことを目指しています。

2 計画のポイント

本計画のなかで特に重点を置いているポイントを、以下の4つにまとめています。

キッカケづくり

市民が学習活動やまちづくりへの参加の
一歩を踏み出すための
環境づくり

地域で 共に生きるための学び

外国人住民や高齢者、
障がい者等の学びを保障し、
互いに支えあいながら
生きるための学びを得られる
環境づくり

戸田市版 リカレント教育

戸田市の特徴を捉え、
市民の学び直しを支援する
環境づくり

ライフステージに 応じた学び

世代ごとのニーズに
応じた講座の運営や
情報提供

キッカケづくり

【背景】

- ・学習活動の阻害要因は「忙しさとキッカケのなさ」であることから、市民が気軽に学習に触れられるキッカケづくりが必要である。
- ・現在の市のホームページでは生涯学習に関する情報が不足・分散しており、市民の学習意欲に応えられるような情報提供が十分にできていないことから、**市民が学習に触れるためのキッカケの第一歩**として、情報発信の環境整備を工夫して行う必要がある。
- ・新たな発見や交流等を通して、生涯を通して学ぶことの楽しさを実感できるキッカケを提供し、知識獲得だけでなく豊かな心の涵養にもつながるような講座運営の仕組みづくりが必要である。

【主な取り組み内容】

多様な媒体での学習機会の提供

- ⇒コロナ禍における新たな講座の在り方の検討の必要性
- ⇒忙しい中でもすきま時間で学べる音声配信サービスやオーディオブック、動画による学習機会の提供

情報提供方法の工夫

- ⇒生涯学習関連情報を一元化して提供できる専用サイト立上げに向けた調査研究
- ⇒市民の学びを支援するための相談コーナーの充実化

地域活動への参加のキッカケづくり

- ⇒若者のまちづくりに対する関心の高さ（特に国際交流、障害者支援等の分野）がうかがえることから、より若者がまちづくりの活動に踏み出しやすくするための機会を提供していく

すきま時間を利用した
「聴く学び」
(音声配信サービス等)による学習スタイルの提案

戸田市版リカレント教育

【背景】

- ・都心のベッドタウンであり、埼玉県内で労働人口の割合が高い本市では、通勤と子育て・家事等により学習時間を割けない市民が多いことが想定されるため、**働きながら学ぶ**ことのできる環境を整えることが必要。
- ・市民意識調査では、新たに**学び直したい**ことがあると回答した若年層が多く、資格取得につながる講座や、職業上必要な知識・技能に関する学びについてニーズが高いことがわかった。また、講座を受ける目的を「仕事等でのキャリアアップ」としている割合が20～30代では特に高く、仕事に役立つ知識を身につけたり、さらに深く学ぶためのきっかけを提供することが求められているといえる。

【主な取り組み内容】

就労支援や職業能力を高める学習機会の充実

- ⇒女性の就職・再就職支援に関する講座、起業支援セミナー、労働セミナー、ひとり親向けの就職支援や職業能力を高める学習機会の充実等

情報発信・学び直しの普及

- ⇒専用サイト等での情報配信、音声配信サービス等すきま時間で学べるコンテンツの拡充、継続的な学びにつながる学習記録ツールに関する調査研究、リカレント教育への市民ニーズの調査分析・効果検証

大学等との新たな連携の調査研究

- ⇒資格関連講座等での大学との連携の可能性を調査。戸田市の将来的な福祉サービスへのニーズの高まりを見据え、福祉関連教育の充実化を視野に入れた学習に関する調査・研究

地域で共に生きるための学び

【背景】

- ・市内における外国人住民の増加等を背景に、「誰もが学び続けることのできる社会」の実現を目指し、**外国人住民**や**障がい者**も含めてともに学びあうことのできる機会を拡充していく必要がある。
- ・市民一人ひとりが社会における**多様性**を尊重できるような社会の実現のために、身近な地域のなかでの多様性について体験や交流を通して学ぶ機会をさらに充実させていく必要がある。
- ・「生きる」という観点から、地域で生きていく中で直面する様々なリスクから、地域ぐるみで「**命を守る**」ための自助や共助の力をはぐくむための学びの機会を提供していく必要がある。

【主な取り組み内容】

個別のニーズに対応した学び

⇒情報の多言語化、手話通訳等、個別のニーズへの対応を可能にする仕組みづくり

「命を守る」ための学び

⇒防災・減災関係講座、感染症等の対策講座、外国人防災訓練の開催等

多様性の理解促進につながる講座

⇒市内の外国人住民等との交流等を通して、多様性について触れられる講座の開催

ライフステージに応じた学び

【背景】

- ・**人生100年時代**においては子どもから高齢者まですべての世代に対して、そして**マルチステージ**での学びの継続が求められていることを踏まえ、**発達段階**に応じた段階的な地域での学びの機会の提供や、**ライフステージ**に応じた学びの在り方を講座運営等にも反映させていくことが必要である。

【主な取り組み内容】

世代ごとのニーズに応じた講座の運営

⇒内容、時間、広報手法等、講座のターゲットとなる世代に届くような工夫を行う。

5つのライフステージに区分した学習機会の提供

⇒乳幼児期、小学生期、中学・高校生期、成人期、高齢期に区分し、それぞれのライフステージで必要とされる学びを提供

成人期（若年層）への学びの支援

⇒リカレント教育を中心に展開するほか、若年層で関心の高い地域活動への参加のキッカケとなるような学習機会を提供する。

3 計画の体系

基本方針	施策	方 策
新たな自分に出会う ～学びのキッカケづくり～	学習活動のキッカケの提供	ICTの活用 キッカケとなる講座等の拡充
	情報提供・相談体制の強化	多様な媒体を活用した情報提供体制の強化 相談体制の強化
人生 100 年時代を豊かに生きる ～ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供～	ライフステージに応じた学びの充実	乳幼児期における学びの充実
		小学生期における学びの充実
		中学・高校生期における学びの充実
		成人期における学びの充実
		高齢期における学びの充実
		リカレント教育(社会人の学び直し)の推進
	共生社会の学びの支援	人権意識の高揚
		障がい者の学びの支援
		性別や国籍を問わない学びの支援
	現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実	「命を守る」学びの推進
		戸田市民大学の充実
		環境教育の推進
		健康寿命の延伸につながる学びの支援
		消費者教育の推進
		SDGsの普及啓発
	気軽に活用できる施設を目指して	図書・読書活動の推進
郷土博物館活動の推進		
彩湖自然学習センター(みどりパル)活動の推進		
公民館等の活動の推進		
施設・設備の充実		
スポーツ・文化芸術活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	文化芸術活動の推進	
まちを元気に ～学びの成果の活用と交流の仕組みづくり～	子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力	家庭教育の推進
		学校との連携
		地域との連携
	地域を元気にする学びの推進	地域を知る
		地域で活躍する人材の養成と支援
		地域課題の解決に向けた学びの推進
	学習の成果共有と意欲向上	学習成果の共有
		学習意欲の向上
	協働体制の構築	市民・大学・企業・関係機関等との連携強化
		計画の推進体制

第4章 基本方針の展開

本市の基本理念を達成していくために、3つの基本方針を立て、それぞれの方針に沿った施策と、その施策を実現するために方策を立て、具体的な取組を実施することにより、生涯学習の推進を目指します。

基本方針1 新たな自分に出会う ～学びのキッカケづくり～

前述のとおり、生涯学習に関する市民意識調査で、学習意欲はあるものの、「忙しさとキッカケのなさ」が学習活動を阻害する主な原因であることが明らかになりました。都心のベッドタウンであり、埼玉県内で平均年齢が最も若い本市では、通勤と子育て・家事等により学習時間を割けない市民が多いことが想定されます。「新たな自分に出会う」ことができる学習の促進のため、本計画の一つ目の基本方針を「学びのキッカケづくり」とし、以下のとおり、2つの施策を掲げました。

(1) 施策1 学習活動のキッカケの提供

学習活動に取り組んでいない市民に対し、多様なキッカケを提供するとともに、市民一人ひとりのニーズに合った学習の手段や場所等を選択できるようにします。学習の楽しさを知り、継続的な学習につながるよう取り組みます。

●方策1 ICTの活用

「市内の講座、講演会等に参加したいがどこで探せばよいかわからない」「何かを学びたい人がどのような場所やグループがあるか見つけられない」「自分の持っている知識や経験を教えたり社会の役に立てたりしたいがどうすればよいかわからない」などの課題があり、現在の本市のホームページでは情報が不足、また分散している状況です。そこで、生涯学習情報の一元化、分かりやすい情報発信を行うために、生涯学習の様々な情報をインターネット上の専用サイトとして立ち上げるための調査研究を行い、市主催講座・講演会だけでなく、市内団体サークルの紹介やイベント情報、相談コーナーを設けるなど、市民の学びを支援できるよう検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催予定であった講座が中止になったり、定員を削減したりしている現状や、対面式講座に参加する時間を確保しづらい現役世代にも参加いただくため、「オンライン講座」を開設します。

さらに本市の多忙な現役世代向けの新たなコンテンツとして、書籍を音声で聴ける

「オーディオブック」や「インターネット上の音声配信サービス・短時間動画」などの導入の調査研究のほか、インターネット上の生涯学習関連の音声配信サービスを活用した生活スタイルの紹介などを進めます。これにより、通勤中、会社の休憩時間、家事をしながら…など、少しの隙間時間を有効活用することができ、まさに「生涯学習のキッカケ」となると思われます。

<取組例>

- ・生涯学習専用サイト(パソコン・スマートフォン対応)開設の調査研究
- ・オンライン講座の開設・電子図書館(小規模)の実施、電子図書館(大規模)の導入(オーディオブック(書籍を音声で聴くもの)を含む)
- ・多忙な現役世代向けの新たな配信コンテンツ(音声のみ、短時間動画など)の導入の調査研究や生活スタイル紹介

●方策2 キッカケとなる講座等の拡充

生涯学習を身近なものと感じ、興味・関心を持つことができるよう、初心者向けの講座や情報提供等を行い、新たな参加を促していきます。

<取組例>

- ・生涯学習活動に新たな参加を促すような講座等の企画・運営
- ・戸田市まちづくり出前講座

(2)施策2 情報提供・相談体制の強化

市民意識調査や市民会議では、生涯学習に関する情報提供が十分でないとの多くの意見をいただきました。既存の手法だけでなく、生涯学習に関する情報が市民一人ひとりに行き届く提供方法の様々な工夫が必要となるため、以下の2つの方策を掲げ、情報提供・相談体制の強化を図ります。

●方策1 多様な媒体を活用した情報提供体制の強化

生涯学習専用サイトの開設の調査研究やSNSによる情報提供の拡充を進めます。また、講座・イベント等の対象者をより明確にし、その対象者に情報が行き届くための工夫や、図書館予約資料確保のメールに生涯学習情報を付記するなどの「プッシュ型の情報発信」を推進します。さらに地域で孤立傾向にある市民への生涯学習情報の周知を行い、社会参画等へのキッカケを提供するなど、情報提供体制の強化を図ります。

<取組例>

- ・生涯学習専用サイト(パソコン・スマートフォン対応)の開設の調査研究
- ・プッシュ型の情報発信(講座・イベント等の対象者をより明確にする、図書館予約資料確保メールに生涯学習情報の付記等)
- ・SNSによる講座・イベント情報発信の拡充
- ・広報戸田市の発行
- ・各種広報の発行(教育広報とだ・戸田市生涯学習情報誌・各施設の情報誌等)
- ・地域で孤立傾向にある市民への生涯学習情報の周知

●方策2 相談体制の強化

講座やイベントなどの学習機会、生涯学習に関するグループやサークルの情報のほか、ボランティアや市民活動などの学習成果の生かし方など、様々な相談を行うことができる相談体制の強化を図ります。

<取組例>

- ・生涯学習相談員の配置
- ・ボランティア・市民活動相談

基本方針2 人生100年時代を豊かに生きる ～ライフステージや多様な市民ニーズに応じた学びの提供～

生涯学習に関する市民意識調査では、世代によって開催日時の分散化や内容の工夫など、改めて世代ごとにニーズに合わせて実施するべきことが分かったことから、ライフステージに応じた、きめ細やかな学びの充実が求められています。また、国や埼玉県でも誰一人取り残さない包摂的な社会の実現を目指しており、本市もこれまで以上に、障がい、性別及び国籍を問わない「共生社会」の学びの支援を行う必要があります。さらに災害や防犯、環境問題等をはじめとした現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びを支援していく必要があります。

図書館や郷土博物館等の市内施設については、これまで以上に、気軽に活用していただけるよう、様々な工夫を行います。また、本市の貴重な地域資源を生かしたスポーツ・文化芸術活動を推進していきます。

これらを推進していくため、以下のとおり、5つの施策を掲げました。

(1) 施策1 ライフステージに応じた学びの充実

上記のとおり、世代ごとにきめ細やかな学びの支援を行うため、乳幼児期、小学生期、中学・高校生期、成人期及び高齢期の5つに分け、その段階に応じた方策を実施することで、より実効性のある方策を実現できると考えます。

●方策1 乳幼児期における学びの充実

乳幼児期は、親が愛情いっぱい語りかけをしたり、遊びを通じた様々な体験をしたりしていくことで発達を促す時期であることから、特に「家庭での読書の習慣化」に繋げていく取組が必要です。なお幼児期は集団生活を経験する中で、家族以外の人や動植物などその関係を作りながら、好奇心、自立性、思いやり等を学んでいきます。

<取組例>

- ・基本的な生活習慣を身につける教育・保育の充実
- ・ブックスタート事業(4か月児健診に合わせ、中央図書館職員が絵本の読み聞かせや絵本・参考資料を配付)・保育園等と小学校との連携事業
- ・幼児向け自然体験講座
- ・親子向け講座の拡充
- ・保育園等で子供達の防災教育

●方策2 小学生期における学びの充実

小学生期は、学校教育や地域活動等を通じて、生涯に渡って学ぶ意欲や能力を育むとともに、心身の健全性、社会性等を身につけていく重要な時期であることから、地域での自然体験や社会体験等に積極的に取り組んでいきます。

<取組例>

- ・子ども大学とだ
- ・自然・農業・伝統文化・社会体験等の様々な活動
- ・自然体験講座や自然観察会
- ・公民館等での子ども向け・親子向け講座の拡充
- ・児童センター事業
- ・キャリア教育
- ・交通安全・防災教育講座

●方策3 中学・高校生期における学びの充実

中学・高校生期は、自分の生き方、将来等を考えはじめ、自立性が大きく育つ時期であることから、キャリア教育や地域の社会活動等を通じて、学ぶ内容を選択していく支援を行います。また、生活習慣や規範意識がゆらぐ時期でもあることから、禁煙・飲酒・薬物乱用教育や消費者教育に関する学習機会の充実に取り組めます。

<取組例>

- ・ボランティア活動の充実(夏休み体験ボランティア活動等)・自然・農業・伝統文化・社会体験等の様々な活動
- ・友好都市交流事業
- ・児童センター事業
- ・キャリア教育
- ・禁煙・飲酒・薬物乱用教育
- ・消費者教育
- ・防災教育講座

●方策4 成人期における学びの充実

成人期は、年齢層が幅広く、それぞれ生活環境も異なるため、子育て、家庭教育、地域活動、健康づくりなど多岐に渡ります。生涯学習に関する市民意識調査で、若年層のまちづくりへの関心の高さが比較的に高いことが分かったことから、地域課題等をテーマとしたワークショップを実施します。また社会人の学び直しを支援するため、戸田市版の「リカレント教育」を推進します。さらに現役世代が参加しやすいよう、夜間や休日に開催する講座を拡充するとともに、オンライン講座を開設します。

<取組例>

- ・若者向けワークショップ
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・親子向け講座の拡充
- ・生活向上や地域課題解決のための学習機会の充実
- ・スポーツ・健康づくり講座
- ・リカレント教育
- ・夜間や休日に開催する講座の拡充
- ・託児付講座・イベント等の実施

●方策5 高齢期における学びの充実

高齢期は、人生100年時代において、地域や社会の重要な担い手としての活躍が期待できることから、自身の知識や技術等を地域社会に還元していくことが重要です。従って、高齢者の生きがいづくりを支援し、健康づくりや介護予防、SNS等の活用などの多様な学習機会の提供や学習成果を生かす場の拡充が必要です。

<取組例>

- ・生きがいづくりのための学習機会の提供
- ・健康づくりや介護予防等に関する学習機会の充実
- ・学習成果を生かす場の拡充
- ・公民館のシルバー講座
- ・交通安全教室・消費者教育・タブレット端末・スマートフォン講座

●方策6 リカレント教育(社会人の学び直し)の推進

リカレント教育は、「学校教育」を人々の生涯にわたって分散させようとする理念です。しかし、広い意味では「社会人になってからも、学校などの教育機関に戻って学習し、再び社会に出ていくことを生涯にわたり続けることができる教育システム」のことを指して使われることもあります。そこで、基礎自治体としての役割等を踏まえ、戸田市版の「リカレント教育」を推進します。

<取組例>

- ・資格関連講座の開催など大学等との新たな連携の調査研究
- ・就労支援や職業能力を高める学習機会の充実(特に女性の就職・再就職支援に関する講座など)
- ・起業支援セミナー・労働セミナー
- ・ひとり親向けの就職支援や職業能力を高める学習機会の充実
- ・戸田市の将来的な福祉サービスへのニーズの高まりを見据え、福祉関連教育の充実化を視野に入れた学習に関する調査・研究
- ・語学や資格等に関連する講座の拡充
- ・多忙な現役世代向けの新たな配信コンテンツの調査研究
- ・学習歴が可視化できるツールの調査・研究
- ・リカレント教育関連情報の提供
- ・リカレント教育に関する市民ニーズ等の調査・分析

(2)施策2 共生社会の学びの支援

全ての人々が学ぶことのできる社会を目指します。特に、障がい者、外国人住民や高齢者等が互いに支え合いながら生きていくための学習の支援を行います。

●方策1 人権意識の高揚

近年、インターネット上での差別、児童虐待、外国人への差別、職場におけるパワーハラスメント、自然災害に伴う被災者差別、性的少数者への差別などの人権課題が生じています。特に最近では、新型コロナウイルス感染症に関する差別なども報じられています。これまでも同和問題をはじめ、様々な課題に対する人権教育を行ってきましたが、今なお様々な人権問題が存在していることから、より一層の人権教育・啓発を推進し、すべての人が尊重されるよう取り組んでいきます。

<取組例>

- ・市民向けの人権啓発(講座・研修会、写真展・リーフレット配布等)
- ・企業向けの人権啓発(講座・研修会等)
- ・男女共同参画推進事業
- ・企業人権問題研修会
- ・公民館等による人権啓発講演会やパネル展等の開催
- ・スポーツを通じた人権啓発事業の実施
- ・障がいを共に考える参加型講座

●方策2 障がい者の学びの支援

障がい者の「学び」を支える環境づくりに、積極的に取り組んでいきます。また、障がい者の活動や作品を発表する機会を提供していきます。

<取組例>

- ・創作的活動・社会適応訓練等の各種講座(パソコン・点字・パン作り、スポーツ・レクリエーション等)
- ・公民館等を活用した学習機会の充実
- ・障がい者アートギャラリーや作品展
- ・電子図書館の実施
- ・対面朗読サービスの充実
- ・障がい者の参加を促す環境整備(手話通訳の配置・点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供)
- ・障がい者スポーツの理解促進

●方策3 性別や国籍を問わない学びの支援

多文化共生に向け、より一層の市民の理解を促進するとともに、性別や国籍を問わず、社会参画できるよう、様々な学びの支援を行います。

<取組例>

- ・男女共同参画推進事業、性的少数者への理解
- ・多文化共生に向けた人権教育・啓発や関連講座の充実
- ・日本語教室・外国人による日本語スピーチコンテスト・外国人防災訓練の開催
- ・図書館での外国語資料の充実
- ・国際理解講座(外国文化の理解と外国人との交流)
- ・各施設の案内板・利用案内・ホームページ等の多言語化の推進

(3)施策3 現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学びの充実

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、防災、防犯、環境、消費者問題などの多種多様な現代的・社会的課題を解決していくために、市民がこれらの課題を理解し、解決に向けた行動につながるよう、様々な講座等を開催します。

●方策1 「命を守る」学びの推進

近年、地球規模での気候変動による大型台風や豪雨などの大規模な自然災害が頻繁に起きているだけでなく、新型コロナウイルスなどの感染症の拡大など、市民の生命や身体等の脅威となる事象が多発しております。市民の「命を守る」ために、これらの課題に対して、必要な知識を得たり、課題解決に向けて共に学び合ったりする機会を提供します。

<取組例>

- ・防災・減災関係講座
- ・防犯・交通安全教室
- ・感染症等の対策講座
- ・救命講習、防災士資格の取得支援
- ・彩湖自然体験ツアー(彩湖の役割等)

●方策2 戸田市民大学の充実

令和元年度に開講10年目を迎えた市民大学については、アカデミックな講義を受講できる大学連携講座を充実させるとともに、現代課題をテーマとした講座の提供など、時代を捉えたタイムリーな課題を採り上げ、受講者同士で協議するなどのアクティブラーニングも実施し、より多くの市民に受講いただけるよう取り組みます。また感染症拡大防止や現役世代の参加拡大等を目的として、オンライン講座を開催していきます。

<取組例>

- ・戸田市民大学認定講座の周知
- ・オンライン講座の開催
- ・講座企画運営
- ・庁内会議の開催

●方策3 環境教育の推進

市民の環境に対する意識向上を目的として、日常生活の中で実践活動につながるよう、市民、事業者、市民団体等と協働で推進します。

<取組例>

- ・戸田ヶ原自然再生事業・生き物マップの作成
- ・環境月間のパネル展示・とだ環境フェアの開催
- ・彩湖自然体験ツアー・戸田市まちづくり出前講座
- ・戸田530運動統一実践活動
- ・リサイクル推進事業(市役所屋上緑化施設の活用・生ゴミバケツと花苗交換事業)
- ・食品ロス削減の啓発

●方策4 健康寿命の延伸につながる学びの支援

人生100年時代において、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、市民の健康増進につながる学びを支援します。

<取組例>

- ・健康増進事業(生活習慣病の改善、受動喫煙による健康被害、食育活動の強化、介護予防)
- ・オーラルフレイルとフレイル対策(運動・口腔・栄養等)の強化、こころの健康、運動習慣の定着化の推進等
- ・健康マイレージ事業
- ・リズム体操
- ・老人クラブ事業(シルバースポーツ大会・ゲートボール大会・グランドゴルフ大会・演技大会等)、高齢者の社会参加の促進、元気体操や高齢者サロン等の増設

●方策5 消費者教育の推進

消費者問題が複雑・多様化している中で、市民が正しい情報を集め、合理的な判断と行動ができるような消費生活に関する情報や学習機会を提供します。

<取組例>

- ・消費生活出前講座
- ・若年層への周知

●方策6 SDGsの普及啓発

国連が掲げている「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けて、市民に対する理解促進を進めていきます。

<取組例>

- ・各種広報
- ・講座・講演・研修
- ・図書館のテーマ展示

(4)施策4 気軽に活用できる施設を目指して

図書館や郷土博物館等の施設は、市の「知の拠点」として、貴重な財産を有しています。市民の身近な学習施設である図書館等は、それぞれの特色を生かして、市民が気軽に利活用できるよう、積極的に取り組みます。

●方策1 図書・読書活動の推進

図書館は、市の「知の拠点」としての快適な読書空間を提供していくとともに、図書館機能をより拡充していくために、市民の様々なニーズに応え得る本格的な電子図書館の導入に関する調査研究を行います。また地域課題等の解決に向けた地域コミュニティの活性化に寄与できるよう、図書館資料を活用したワークショップや他の施設との連携事業等を実施します。

また、子どもの読書活動推進計画に基づき、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな取組を推進します。

<取組例>

- ・電子図書館(小規模)の実施
- ・電子図書館(大規模)の導入(オーディオブック(書籍を音声で聴くもの)を含む)
- ・子どもの読書活動の推進(子どもの読書活動推進計画)
- ・ボランティア養成講座
- ・知の拠点としての機能充実と地域コミュニティの活性化に寄与
- ・快適な読書空間の提供
- ・多世代交流の場づくり

●方策2 郷土博物館活動の推進

郷土博物館は、市の「知の拠点」として、魅力ある企画展示や体験学習等を行い、気軽に来館できる環境づくりを推進します。また、既存のデジタル資料の改善を図るとともに、新たなコンテンツを研究し、より見やすく魅力的な「デジタルミュージアム」を構築していきます。この取組を通じ、郷土博物館へ来館することなく、自宅や学校等からでも、展示室の臨場感を体感できるような新たな形態による学習機会の提供について研究していきます。

<取組例>

- ・デジタルミュージアムの開設
- ・魅力ある企画展示や各種イベント・体験学習・ワークショップ等の開催
- ・学校との協力(博学連携)
- ・オリジナルグッズ販売の拡充
- ・アーカイブズセンター事業
- ・市の知の拠点としての機能充実と地域コミュニティの活性化に寄与
- ・収蔵スペースの確保
- ・多世代交流の場づくり

●方策3 彩湖自然学習センター(みどりパル)活動の推進

彩湖自然学習センターは、魅力ある常設展示への改修の調査研究や体験学習等を行い、気軽に来館できる環境づくりを推進します。また、郷土博物館同様に、より見やすく魅力的な「デジタルミュージアム」を構築していきます。また、関係機関と協力し、彩湖周辺エリアのニューツーリズム(地域特性を生かした体験型・交流型の新しい観光の仕組み)を推進していきます。さらに環境教育だけでなく、彩湖の役割等も含め防災・減災教育も推進します。

<取組例>

- ・デジタルミュージアムの開設
- ・魅力ある企画展示や各種イベント・体験学習・ワークショップ等の開催
- ・子ども達と施設改善等に関するワークショップを開催
- ・彩湖周辺エリアのニューツーリズム(地域特性を生かした体験型・交流型の新しい観光の仕組み)の推進
- ・環境・減災教育の推進
- ・学校との協力(博学連携)
- ・常設展示・施設の改修
- ・オリジナルグッズ販売の調査研究
- ・刊行物の充実
- ・多世代交流の場づくり

●方策4 公民館等の活動の推進

公民館（3館）、上戸田地域交流センター（あいパル）、笹目コミュニティセンター（コンパル）、新曽南多世代交流館（さくらパル）、戸田市ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）、心身障害者福祉センター（以下、「公民館等」という。）は、それぞれの地域の特性等を踏まえた講座を開催します。また、これらの施設の連絡会議を開催し、開催講座の情報交換等を行い、発信情報の一元化等を目指します。また、市民の身近な施設である公民館等は、それぞれの特色を生かして、市民が気軽に利活用できるよう、積極的に取り組みます。

<取組例>

- ・公民館等での各種講座・登録団体の活動支援等
- ・公民館子ども向け講座を子ども自ら企画立案
- ・公民館等のタブレット端末・スマートフォン相談講座
- ・芦原小学校生涯学習施設の管理運営
- ・公民館等の連絡会議の開催
- ・公民館等の施設間の連携事業
- ・公民館のあり方の整理・見直し
- ・多世代交流の場づくり

●方策5 施設・設備の充実

各施設が、生涯学習活動の拠点として積極的に利活用されるよう、適正な維持管理、必要な設備更新や改修等を行います。

<取組例>

- ・学校教育施設の充実
- ・各施設の維持管理及び設備の更新
- ・各施設内の案内板・利用案内等の多言語化の推進

(5)施策5 スポーツ・文化芸術活動の推進

地域資源を活かした戸田市独自のスポーツ・レクリエーション活動を展開し、すべての市民が年齢や体力に応じて楽しむことができるよう取り組みます。また、市民が質の高い音楽や芸術に触れる機会を提供するとともに、市民自ら活躍できる機会をつくるなど、市民の文化芸術活動を促進します。

●方策1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

年齢、性別、障がい等の有無にかかわらず、それぞれの目的や体力等に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しめることができるよう取り組んでいきます。また地域資源である「ボート」や「ボートコース」を活用した更なる事業展開を推進していきます。

<取組例>

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・戸田マラソン大会 | ・スポーツ教室 |
| ・「ボートのまち戸田」として更なる事業展開 | ・障がい者スポーツの理解促進 |
| ・障がい者や高齢者等が楽しめるスポーツ環境の充実 | ・スポーツ参画人口の拡大 |
| ・スポーツに関連する情報の一元化 | |

●方策2 文化芸術活動の推進

文化芸術の鑑賞機会や各種団体の支援を行い、地域文化活動の活性化を図ります。また有形無形の文化財などの更なる活用、市の特色ある文化財の積極的なPR等に取り組みます。さらに障がい者の作品等の発表の機会を提供していきます。

<取組例>

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・文化祭の開催 | ・文化芸術の鑑賞機会の提供 |
| ・文化芸術に関する体験型の学習機会の充実 | ・文化会館事業 |
| ・文化財に関する講座 | ・無形民俗文化財の周知 |
| ・郷土文化の継承及び文化財保護意識の啓発 | ・特色ある文化財の積極的PR |
| ・戸田市の偉人の発掘 | ・指定文化財保護 |
| ・市内文化財を巡るまち歩きなどの実施 | ・障がい者作品展の開催 |
| ・障がい者が文化芸術を楽しめる環境の充実 | |

基本方針3 まちを元気に～学びの成果の活用と交流の仕組みづくり

未来を担う明るく元気な子どもたちの健やかな成長を学校・地域・家庭が協力して継続的に支えていくことで、戸田市も一層元気になります。また、あらゆる世代の多くの市民が地域課題の解決に向けて、地域活動に参画していくことで、地域も一層元気になります。そのためにも、学習成果を市民同士で共有し、新たな交流が生じる仕組みづくりを推進していきます。

(1) 施策1 子どもの「育ち」を支える学校・家庭・地域の力

家庭環境の多様化や地域社会の変容等が、子どもを取り巻く環境に大きく影響を及ぼす可能性がある中で、学校・家庭・地域で子どもの「育ち」を支えていきます。

●方策1 家庭教育の推進

子どもの成長過程に応じた家庭教育に関する学習機会の充実と情報提供の推進を図ります。

<取組例>

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・家庭教育啓発リーフレット等の配布 | ・家庭教育学級の充実 |
| ・親の学習講座・すこやか子育て講座 | ・子育て講演会 |
| ・公民館等の家庭教育講座の実施 | ・子育て中の親同士の交流の場づくり |

●方策2 学校との連携

学校教育を地域で支えていくために、放課後子どもの居場所づくりなど、地域の持つ力を活かしていきます。

<取組例>

- ・放課後子どもの居場所づくりとスタッフの確保
- ・障がいと共に考える参加型講座

●方策3 地域との連携

地域のネットワークを生かした子育て支援や、地域のなかで子どもが社会や自然に触れながら学ぶことができる機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・地域子育て支援事業
- ・子どもの体験活動の場の充実

(2)施策2 地域を元気にする学びの推進

地域活動に参画するキッカケづくりとして、地域資源等を「知る」機会を提供します。また地域で活躍する人材の発掘と養成を行い、地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進します。

●方策1 地域を知る

本市の地域資源について、多面的・多角的に学ぶことを通して、地域への理解を深め、郷土愛に醸成につなげていきたいと考えています。なお、中長期的には、郷土愛から地域活動に繋がり、地域人材の育成という視点も持ち、本市の文化や観光の振興につながることを期待します。また、ふるさと学である「とだ学」は、本市の歴史のほか、文化、産業、観光、自然など様々なテーマで、市内の様々な場所で開催していきます。さらに、様々な世代が参加しやすくなるよう、オンライン講座の開催を推進します。

<取組例>

- ・市民大学のとだ学(歴史・文化・産業・観光・自然など様々なテーマで市内の様々な場
所で開催)
- ・まち歩き講座
- ・文化財講座
- ・地域資源を活用した観光振興の推進
- ・戸田市まちづくり出前講座
- ・まちづくりに関する講座
- ・オンライン講座の開設

●方策2 地域で活躍する人材の養成と支援

地域のなかで、互いに助け合いながら暮らしていくために、リーダーとなりうる人材を養成します。また、そのような人材が地域の中で活躍できるような仕組みづくりを推進します。

<取組例>

- ・戸田市ボランティア・市民活動支援センター事業
- ・各種養成講座(ボランティアセミナー、認知症サポーター、戸田ヶ原ガイド、障がい者支援等)の実施と活動機会の情報提供
- ・生涯学習人材バンク事業の推進
- ・男女共同参画人材リストの整備・活用
- ・社会教育の専門的人材の確保と活用

●方策3 地域課題の解決に向けた学びの推進

市民が主体的に地域に向き合い、課題解決等に向けて多様な人々と関わり合いながら「考動」できる仕組みづくりを推進します。

<取組例>

- ・戸田市まちづくり出前講座
- ・公民館等で地域の課題に関する講座の実施
- ・公民館等の講座受講者と地域団体とのワークショップの開催
- ・地域活動の活性化等につながるセミナー・体験会等の実施
- ・多世代交流の場づくり

(3)施策3 学習の成果共有と意欲向上

まつりや大会等で日々の学習活動の成果を発表・共有する機会を設けることで、学習活動への意欲の向上や、活動の周知、参加者同士の交流のキッカケづくりを推進します。

●方策1 学習成果の共有

日頃の活動の学習成果を発表し、市民同士で成果を共有し、交流する機会を創出します。

<取組例>

- | | |
|-----------|-------------|
| ・戸田ふるさと祭り | ・戸田市文化祭 |
| ・戸田市美術展覧会 | ・公民館まつり |
| ・コンパルまつり | ・さくらパル祭り |
| ・あいパルフェスタ | ・戸田市健康福祉まつり |

●方策2 学習意欲の向上

日頃の練習の成果を大会等で発揮し、成果表彰等を行い、市民の学習意欲の向上につなげるとともに、市民同士の交流の機会を創出します。

<取組例>

- ・戸田マラソン大会
- ・戸田市民体育祭地区大会
- ・老人クラブ事業(シルバースポーツ大会・ゲートボール大会・グランドゴルフ大会・演技大会等)

(4)施策4 協働体制の構築

市民・大学・民間企業等の多様な主体との連携強化を図ることで、様々な方法で学習機会を提供し、市民が生涯学習に取り組みやすい環境を創出します。また、生涯学習課所管の審議会や庁内関係課と連携し、本計画が円滑に推進する体制を構築します。

●方策1 市民・大学・企業・関係機関等との連携強化

現行の市民企画講座や大学連携講座の拡充を図るとともに、民間企業やNPO等との新たな連携事業の調査研究を行います。また、国・埼玉県・近隣自治体・その他の関係機関等との連携を強化し、それぞれの専門性を生かした共同事業を推進します。

<取組例>

- ・市民大学の市民企画講座の開催
- ・市民大学の大学連携講座の開催
- ・民間企業や大学等との包括協定に基づく事業の実施
- ・市民・大学・民間企業・NPO等との連携事業の調査研究
- ・公民館等の登録団体等の協働
- ・公民館子ども向け講座を子ども自ら企画立案
- ・自治基本条例に基づく協働の周知・啓発
- ・国・埼玉県・近隣市・その他関係機関との連携事業の実施

●方策2 計画の推進体制


本計画が円滑に推進するよう、生涯学習に関連する庁内関係課による連絡会議や関係施設による連絡会議を新たに立ち上げるとともに、既存の生涯学習課所管の審議会にて生涯学習事業の評価と改善機会を確保します。



<取組例>

- ・生涯学習庁内関係課連絡会議の開催
- ・生涯学習関係施設連絡会議の開催
- ・生涯学習課所管審議会の事業評価・改善機会の確保
- ・生涯学習課所管審議会間の連携と改善
- ・生涯学習に関する市民ニーズ等の調査・分析

資料編

1 計画策定の経過

日程	事項	内容
令和2年	6月16日 ~30日	<p>市民意識調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習に関する市民意識調査の実施 調査対象：個人 1,300件、団体 200件 調査方法：個人 郵送配布、郵送回収 団体 郵送配布・施設窓口配布 郵送回収 調査期間：個人 R2.6.16~30 回収状況：個人 回収率 35.2%（前回 32.3%） 団体 回収率 60.0%（前回 55.0%） 
	7月17日 ~31日	<p>調書照会</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課に第4次戸田市生涯学習推進計画進捗状況調査、第5次に向けた取組意向確認のため調書照会を実施
	9月28日	<p>第1回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5次戸田市生涯学習推進計画策定について 第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について（報告） 市民意識調査結果について（報告）
	10月17日	<p>市民会議</p> <p>参加者から生涯学習に関する各種意見を聴取 参加者：市民 14名 内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？ 「学びたい気持ち」がなかなか実現しないのはなぜ？ハードルはどこに？ 若い人に防災学習に参加してもらうためには？ 公共施設をどんな風に使ってみたい？！

			
	10月19日	社会教育 委員会議	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習関連事業の令和元年度実施結果及び令和2年度事業計画・進捗状況について 第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について 第5次戸田市生涯学習推進計画の策定について 
	12月17日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について パブリックコメント実施概要について
	12月25日	社会教育 委員会議	<p>【新型コロナウイルス感染防止対策のため書面稟議による開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について パブリックコメント実施概要について
令和3年	1月21日	教育委員会 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について パブリックコメント実施概要について

2 戸田市生涯学習推進計画策定委員会

第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会要綱

令和2年7月30日市長決裁

(設置)

第1条 第5次戸田市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、関係部局等の職員により必要な事項を検討するため、第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習を推進するための施策の検討に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長（生涯学習課担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の氏名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月30日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属	職名	備考
教育委員会事務局	教育部長	委員長
	次長（生涯学習課担当）	副委員長
	生涯学習課長	
	生涯学習課課長	
危機管理防災課	危機管理防災課長	
市民生活部	協働推進課長	
	防犯くらし交通課長	
	文化スポーツ課長	
環境経済部	経済政策課長	
	環境課長	
	みどり公園課長	
福祉部	福祉総務課長	
	障害福祉課長	
	長寿介護課長	
	福祉保健センター担当課長（成人保健担当）	
こども青少年部	こども家庭課長	
	児童青少年課長	

第5次戸田市生涯学習推進計画

令和3年 月発行

編集・発行 戸田市教育委員会 生涯学習課
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
電話 048-441-1800(代表)
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp